

令和5年度 第2回  
重層的支援体制整備事業 従事者研修

当日資料

令和5年11月20日（月）

長野県社会福祉協議会

# 日 程 表

時 間	内 容
13:30	開会・オリエンテーション
13:35	<b>講義</b> <b>「包括的相談支援体制づくりを学ぶ」</b> 講師 加山 弾 氏（東洋大学教授）  ・制度の背景について ・重層的支援体制整備事業が目指すところ ・課題解決支援とつながり続ける支援について ・参加支援やまちづくりに向けた支援をどうとらえるか (途中休憩をはさみます) ・質疑応答 ※質問は Zoom 内チャット画面にて受け付けます。
16:30	閉 会

## 講 義

### 「包括的相談支援体制づくりを学ぶ」

講師 加山 弾 氏（東洋大学教授）

#### ■講師プロフィール

東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科 教授、博士(人間福祉)、社会福祉士 日本地域福祉学会  
関東甲信越静部会・社会政策関連学会協議会

関西大学社会学部卒業。地域における社会的孤立・排除の問題事象を構造化し、コミュニティワークによってどのように解決しうるかを中心に研究。また、最近では、実践家の方々と共同で、コーホート分析などを用いて、“既存のフレーム”で看過しがちな問題の把握(地域アセスメント)について研究を行っている。東日本大震災後は県外避難者への支援と地域住民との関係形成(コミュニティづくり)促進へも取り組んでいる。

#### ■出演・著書等

『ストーリーで学ぶ地域福祉』(有斐閣, 2020 年)〈共著〉

『社会を変えるソーシャルワーカー制度の枠組みを越え社会正義を実現するためにー』(ミネルヴァ書房, 2020 年)〈共編著〉

『つながり、支え合う福祉社会の仕組みづくり』(中央法規出版, 2018 年)〈共著〉

孤独・孤立が問題視されるようになった。コロナ禍や単身世帯の増加で深刻化が懸念されている。5月には「孤独・孤立対策推進法」が成立。国や自治体が対策を始めている。個人の人間関係に関わる問題だが、どんな支援が求められているのか。

論考によれば、近年の孤独・孤立支援の大きな転換点は2017年と20年の社会福祉法改正だった。「福祉サービス」を必要とする地域住民の地域社会からの孤立は解決すべき「地域生活課題」の一つと位置付けられた。具体的な施策としては、市区町村が任意で「重層的支援体制整備事業」を実施できるようになった。ワンストップの相談窓口の設置や、複数の機関による連携支援を可能にする、制度的・予算的な裏付けができたことから、加山さんは「近年では類例のな



東洋大学教授  
加山弾さん

孤独・孤立対策推進法は来年4月に施行される。背景には孤独・孤立が心身に有害な影響を与えることへの懸念がある。国は対策推進本部を設置し、対策の重点計画を作成する。

ただこれまでも市区町村は孤独・孤立対策を進めてきた。その現在地を知ることができなのが、地域福祉が専門の加山弾・東洋大学教授の論考だ。

## 出向いて発見 つながり維持

## 今回の論考

加山弾

「孤独・孤立対策と自治体  
重層的支援体制整備事業の要点」

(都市問題7月号)

推薦した  
論壇委員

金森有子

国立環境研究所

主任研究員

「環境・科学

# 孤独・孤立の支援 寄り添う自治体

い改革」だと評価した。

加山さんによれば、従来の福祉はいわば「タテ割り」。支援や給付を受けるためには、当事者が役所で申請する必要があるが、そうした支援だけでは、複雑で複合的な課題に対応することが難しくなっているという。「孤立している人は制度を利用できることを知らない、または支援を受けようしない場合が多い」

加山さんが把握したある親子の事例では、不安定な就労や障害の疑い、家賃未払い、いじめなどの複数の課題を抱えながら孤立していた。こうしたケースへの対応で求められるのが「アウトリーチ」と「伴走型支援」だと加山さんは言う。

前者は当事者からの依頼を待たずに、支援者側から発見・接近して、ニーズを把握する。後者は就労や障害などの課題解決にとどまらず、当事者とのつながりを持ち続けることを目的とする。

## 粘り強く接触 困り事すくろ

支援の中核を担うのはコミュニティソーシャルワーカー(CSW)だ。主に市区町村の社会福祉協議会(社協)に置かれる専門職。支援が必要な当事者を見つけ出し、支援機関につない

だり、サービスを創出したりと、その人を包み込むネットワークをつくる。

たとえば東京都豊島区の社協では区を八つに分け、各エリアに2人ずつのCSWを配置する。住民は電話や対面で、どんな相談でもできるよになっている。ボランティアたちと地域活動にも取り組んでいる。

一方で孤独・孤立は個人の間関係の自由に関わる問題でもある。国や自治体はどこまで関与し、手をさしのべるべきか。

加山さんはこう話す。「CSWから話を聞いていると、最初は多くの人が支援を拒否し、『困っていない』と言うそうです。ただ何十回も訪ねて信頼関係ができると、必ずといっていいほど困りごとが出てくる」。客観的に支援が必要な状況があれば粘り強く働きかける。CSWを設置・増員する自治体は増えているという。

都市問題7月号は特集「孤独・孤立に立ち向かう」を組んだ。同月の論壇委員会で金森有子さんは気候変動の観点からの検討も重要だと指摘。1人当たりの二酸化炭素排出量は複数で暮らす世帯より単身世帯で多くなりやすく、独居者が酷暑や豪雨に対して適切な対応をとれるかへの懸念もあるという。(真壁啓大)

**講義 1 :**  
**地域共生社会政策、重層的支援体制整備事業のあゆみと  
ねらい**

2023年11月20日  
加山 弾（東洋大学）

**1**

**背景にある孤独・孤立や排除への視角と方法をもつ**



## 孤独・孤立対策の最近の政策動向

- 2021. 2 孤独・孤立対策担当室設置
- 2021. 12 重点計画
- 2022. 12 重点計画（改定）
- 2023. 3 R4全国調査結果公表
- 2023. 5 孤独・孤立対策推進法成立
- 2024. 4 同法施行

3

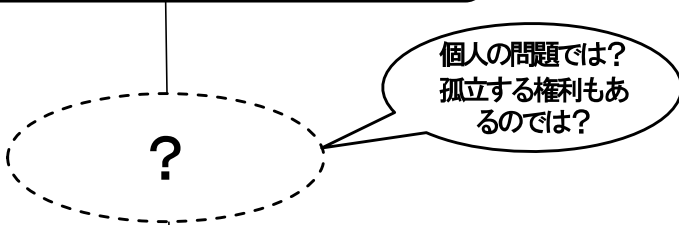
## 「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和4年）」（孤独・孤立対策担当室）より抜粋

- 調査項目：
  - ①孤独に関する事項…孤独感の継続期間、影響を与えたライフイベント等
  - ②孤立に関する事項…家族・友人とのコミュニケーション、社会活動への参加、行政・NPO等からの支援等
  - ③属性事項…年齢、性別、配偶者、世帯構成、居住形態等
- 調査結果（注目したい点）：
  - ・孤独感が「しばしばある・常にある」は全体の4.9%、「時々ある」は15.8%、「たまにある」は19.6%
  - ・年代別では、「しばしば・常に」は30代（7.2%）、20代（7.1%）が最多
  - ・配偶者・同居人がない人の方が孤独を感じやすい
  - ・日常生活に不安や悩みを感じている人のうち、88.2%が行政機関・NPO等からの支援を受けていない

# 孤独・孤立対策／支援のレトリック（？）

## 政策化の背景

- 孤独・孤立状態の人が増えている
- 孤独・孤立は心身に有害である



## 目標

- つながりが肝要だ
- 官民連携、居場所・役割づくりが必要だ（→アウトリーチ、伴走支援が必要）

## 施策

- 国・自治体の責務（推進体制、地域協議会等）
- 国民の理解協力

# 孤独・孤立対策の重点計画（令和4年版）

(参考) 孤独・孤立の実態調査結果、官民連携プラットフォームの検討成果等

■ 令和3年実態調査結果

- ・孤独感が「しばしばある・常にある」の回答等の割合は、20歳代～30歳代で高い。
- ・孤立については、社会的交流について「同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない」人の割合が11.2%。
- ・社会参加について「特に参加していない」人の割合が53.2%。

■ 令和3年実態調査結果の分析（主な内容）  
 (現在の孤独感に至る前に経験した出来事)

- ・人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）、生活困窮・貧困、心身の重大なトラブル（病気・怪我等）
- ・二人暮らし、転校・転職・離職・退職、失業・休職・退学・休学（中退・不登校を含む）、家族間の重大なトラブル（家庭内別居・DV・虐待を含む）、金銭による重大なトラブル

(支援を受けない理由)

- ・孤独で支援を求めている一定数の人は、支援の受け方が分からない、受けたいけれど我慢する、手続が面倒という理由で支援を受けていない。

(相談相手)

- ・男性に孤立の傾向。（男性が12.1%、女性が5.0%、相談する相手がいない。）
- ・中年層に孤立の傾向。（30歳代から50歳代で相談相手のいない人が多い。）
- ・世帯収入100万円未満、100～199万円の人や、仕事をしていない（求職中）の人、派遣社員、契約社員・嘱託の人に、孤立の傾向。
- ・相談相手に「友人・知人」を挙げる人は、若年時が多く、中年にさしかかるにつれて緩やかに減少。女性よりも男性の方が友人・知人のネットワークは薄い。
- ・「自治会・町内会・近所の人」を60歳代以降が挙げるが、80歳代でも12～13%で、地域とのつながりはあまり活用されていない。
- ・相談相手がいない人の孤独感が高い、相談先を一つでも持てば孤独感はかなり改善される。

■ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果（令和4年10月7日）抄  
 (制度を知らない層)

- ・当事者や家族に必要な情報が届くようにする必要があり、制度や情報に触れる機会を増やす必要がある。
- ・「フラッシュ型」「アウトリーチ型」で支援情報を届け、予防的な関わりを強化する（例：転入・転出、母子健康手帳の交付時等のアプローチで情報提供等）。

(制度は知っているが相談できない層)

- ・支援を受ける手続き等をわかりやすくすることで、相談へのハードルを下げる。遠慮や我慢をなくす等等で、相談できる社会環境をつくる。
- ・制度申請の簡易化やオンライン化等により、手続きの負担感を減らす。制度の活用は権利であることの認識を周知する。行政と民間団体が連携を進める。

(相談者（相談を受ける人）になりうる層)

- ・社会的理解や関心を高めたり、関われるタイミングやきっかけをつくることや、相談者になることをためらう人の弊害をなくす。
- ・身近な実践者の事例を紹介する。「認知症サポーター養成事業」のような仕組みを設ける。既存の取組を推進し、ゲートキーパーの更なる養成・支援の充実。

■ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会2の中間整理（令和4年11月9日）抄

- ・孤独・孤立対策においては「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させること、セーフティネットの構築であると捉えるべき。
- ・セーフティネットが機能する場面については、孤独・孤立対策において、「緊急時対応」のみならず「日常生活環境における対応」が予防や早期対応の観点からも重要。この部分に広く網をかけた取組を進めていくことは、「緊急時対応」を中心とした他分野・他施策の基盤の強化にもつながる。
- ・孤独・孤立対策においては、「日常生活環境における対応」として、当事者を含め広く多様な主体が関われるようにし、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要。

令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定



## 孤独・孤立対策の重点計画 概要①

### 孤独・孤立対策の現状、政府の取組

- 職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
- 新型コロナウイルス感染拡大後、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化
- 単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念  
→ 新型コロナウイルス感染拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

### 孤独・孤立対策の基本理念

#### (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- 孤独・孤立は、
  - ・ 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの
  - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの
  - ・ 当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題
  - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態  
「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態  
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 孤独・孤立の一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、多様なアプローチや手法により対応
- 当事者等が「望まない孤独」「孤立」を対象として取り組む
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が重要。  
「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む  
令和3年実態調査結果を踏まえた「予防」の観点の施策を推進

#### (2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様。当事者のニーズ等も多様
- まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進  
その時々当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進  
孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進

#### (3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながる形で人と人との「つながり」を実感できることが重要。このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、ウェルビーイングの向上や社会関係資本の充実に資するとの考え方で施策を推進  
日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す
- 地域によって社会資源の違いがある中で、実態調査結果を活用して、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実
- 行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かし、分野横断的な対応が可能となる対策推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との連携・協働により施策を展開

3

7

## 孤独・孤立対策の重点計画 概要②

### 孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

#### (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ① 孤独・孤立の実態把握
  - ・ 孤独・孤立の実態把握、データや国際比較、学術研究の蓄積等を推進
  - ・ 令和3年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点から施策を推進
- ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
  - ・ 継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等
- ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
  - ・ 「支援を求める声を上げることが良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や豊かな人間関係づくり、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備を推進
  - ・ 官民連携プラットフォーム分科会の1の検討成果に沿って具体的取組を進める

#### (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)
  - ・ 包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多面的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進
  - ・ 一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む
- ② 人材育成等の支援
  - ・ 孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上、相談支援に当たる人材への支援を推進

### 孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめ、関係府省は、各施策の目標達成に向けて着実に取組を進める
- 政府の孤独・孤立対策は、本計画の基本理念・基本方針に基づき、関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的取組を総合的に実施  
関係府省において、各々の所管施策に孤独・孤立対策の視点を組み入れ、事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく  
特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援を行っていく
- 実態調査結果を踏まえ、また、データ分析を推進し、データや国際比較、学術研究も利活用して、毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証し、評価・検証の指標を検討。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これらは「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等4

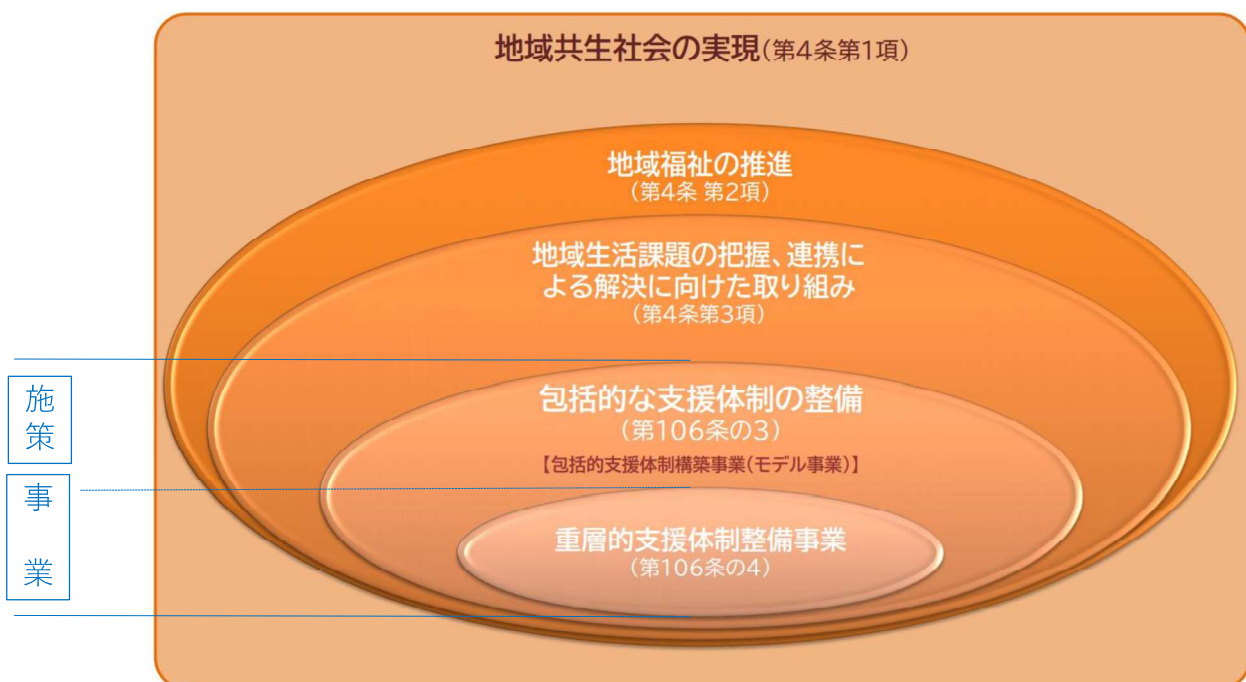
8

## 2

# 重層的支援体制整備事業の基本的な考え方・位置づけ・枠組み

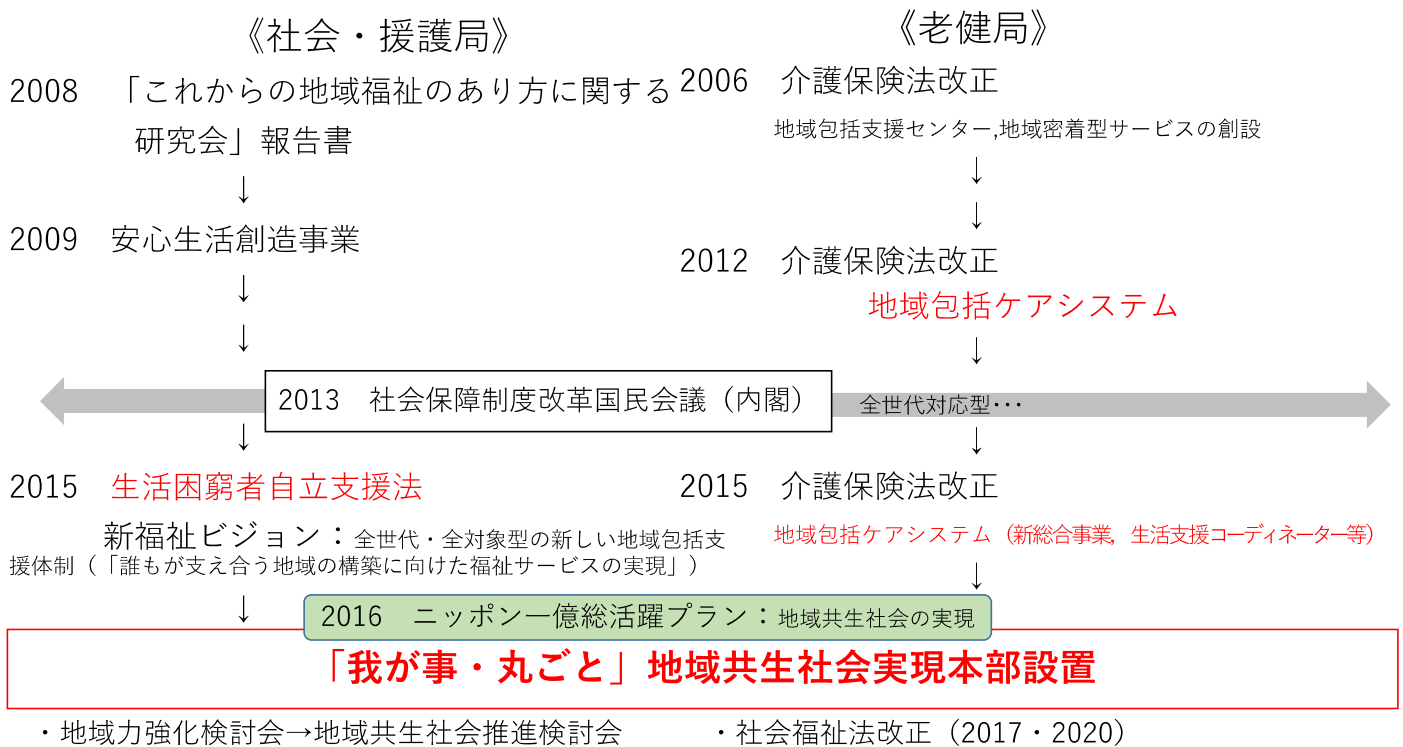
9

### 社会福祉法における地域共生社会の理念、施策、事業の位置づけ





# 「我が事・丸ごと」地域共生社会にいたる主な法・政策の経緯



## 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）「中間とりまとめ」 2016年

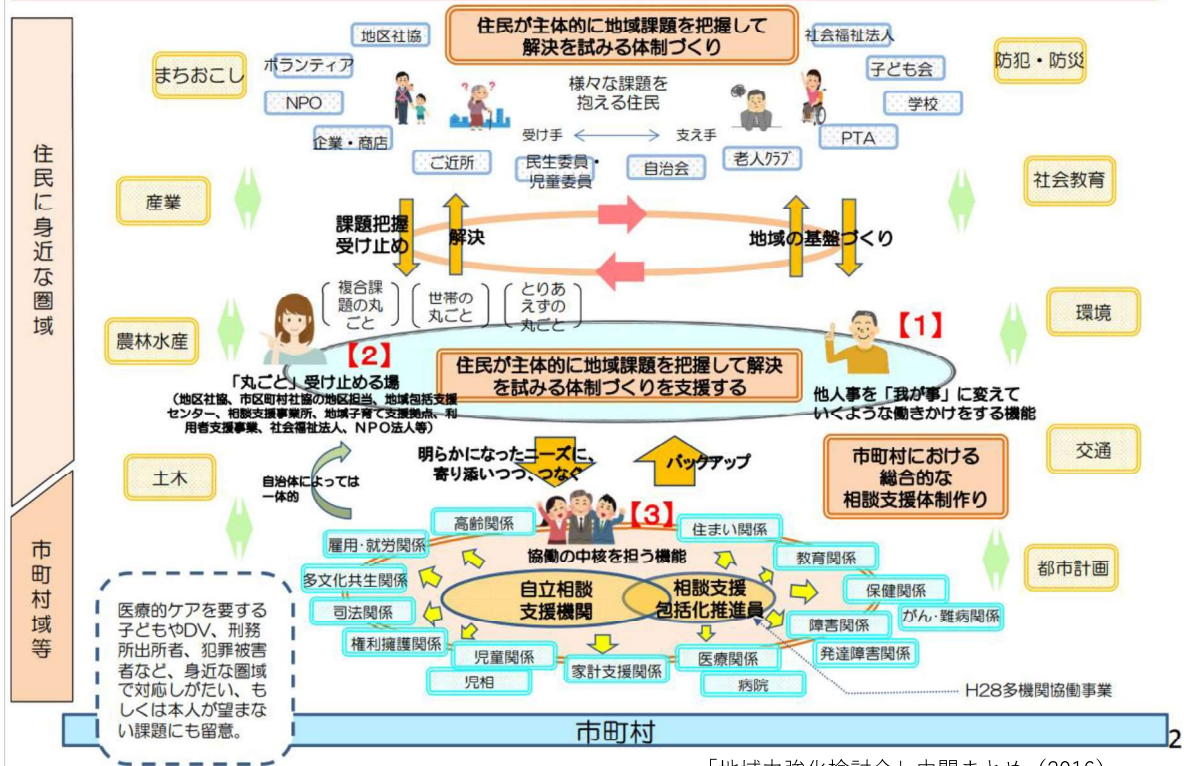
- 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みることができる体制づくり
- 市町村における総合的な相談支援体制づくり



### 《モデル事業》

- 地域力強化推進事業
- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



「地域力強化検討会」中間まとめ (2016)

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働に関する検討会（地域共生社会推進検討会）「最終とりまとめ」2019年

- 具体的な課題解決を目指すアプローチ＋つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）
- 専門職の伴走型支援＋地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り（気にかけて合い）の重なり合うセーフティネット
- 「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業（重層的支援体制整備事業）の創設を提言

## 対人支援において今後求められるアプローチ

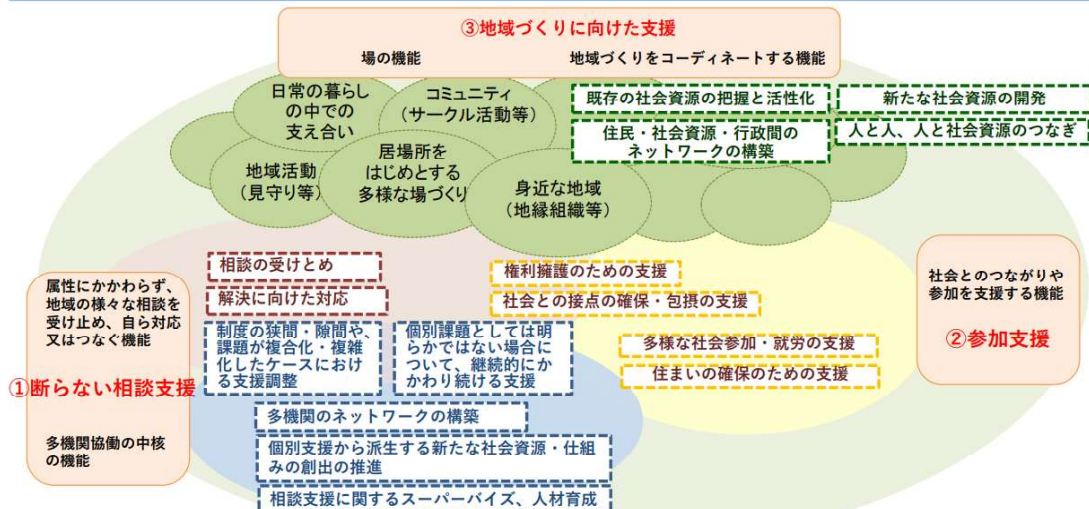
### 支援の“両輪”と考えられるアプローチ



「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめ (2019)

## 新たな包括的な支援の機能等について

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
  - ①断らない相談支援
  - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
  - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめ (2019)



## 社会福祉法人による地域における公益的な取組について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)  
第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**  
⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめ (2019)

17

## 3

### 「3つの支援」を重層的支援体制整備事業にどのように落とし込むか

18



重層的支援体制整備事業によって  
「3つの支援」を連動させる

包括的相談支援  
(断らない相談支援)

- 制度の狭間のニーズを抱える高齢者 & 多世代の住民
- 住民に身近な圏域
- 相談機能付き活動拠点
- 多様な主体（フォーマル・インフォーマル）が交わるプラットフォーム
- 相談持ち込み + アウトリーチ（訪問支援等）

参加支援

- 社会参加に困難のある人の居場所・役割獲得・相互承認の機会提供
- 伴走型支援 > 問題解決型支援
- 参加支援 ≠ 就労支援

地域づくりに向けた支援

- 福祉以外の分野（医療・住宅・雇用・産業・教育・趣味等）のコミュニティとの一体的展開
- 地方創生、まちづくり、防災・復興等の施策との連動

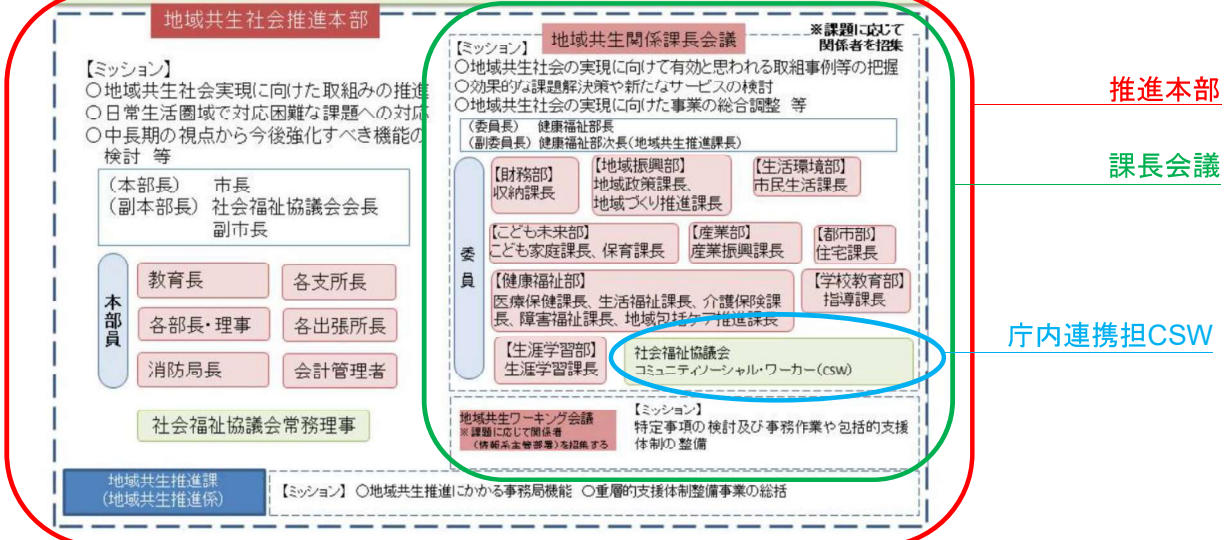
包

フォーマルA

市内連携による包括的相談支援（東広島市）

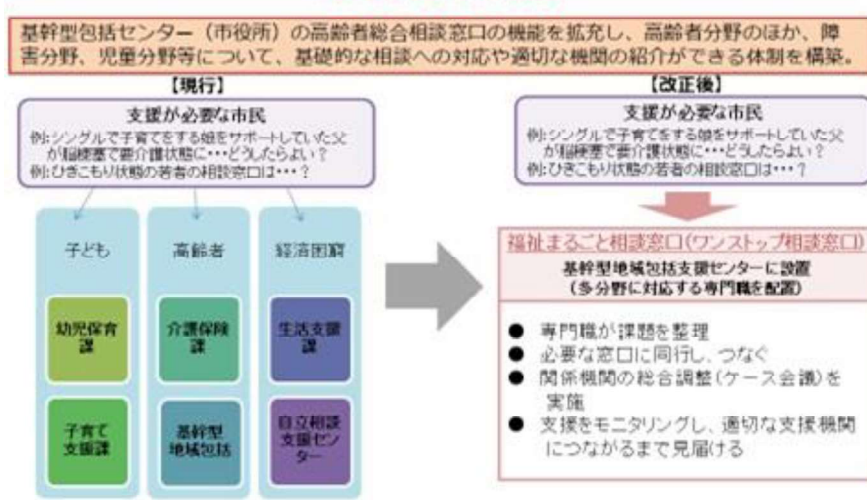
地域共生社会推進本部の設置(令和5年度)

- ・ 本市における地域共生社会の推進に関する施策を総合的かつ効果的・効率的に推進するため、東広島市社会福祉協議会と協働し、「地域共生社会推進本部」を設置する。
- ・ 各分野横断的な課題について、従来の所掌にとらわれることなく包括的な支援体制の整備等について検討、実施するため、地域共生社会推進本部内に「地域共生関係課長会議」等を設置する。



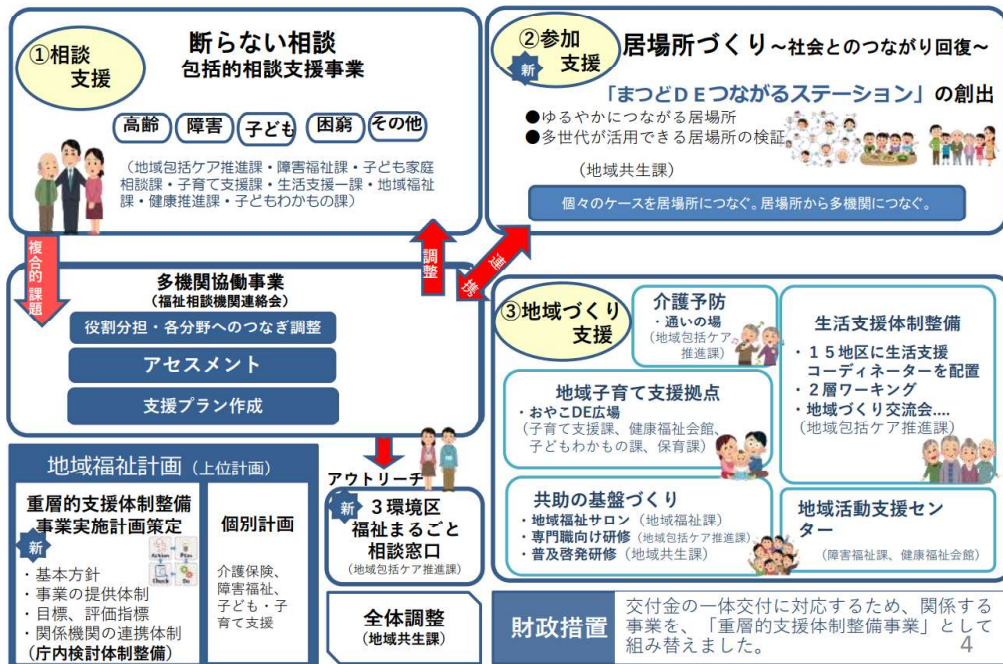
# 各相談機関の横断的な仕組みによる包括的相談支援（松戸市）

## 福祉まるごと相談窓口 の体制の構築

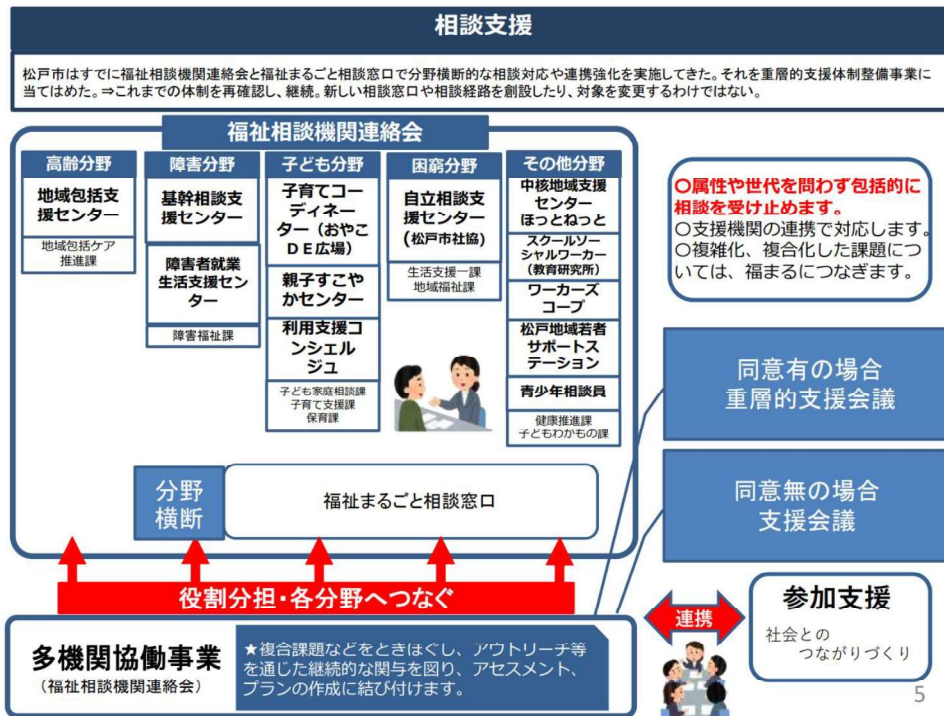


地域共生社会ポータルサイト：取組み事例－松戸市

### 令和3年度 重層的支援体制整備事業全体像



松戸市資料「令和3年度重層的支援体制整備事業」



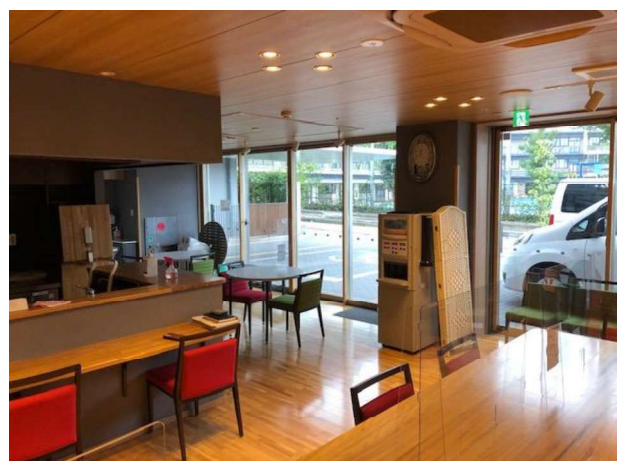
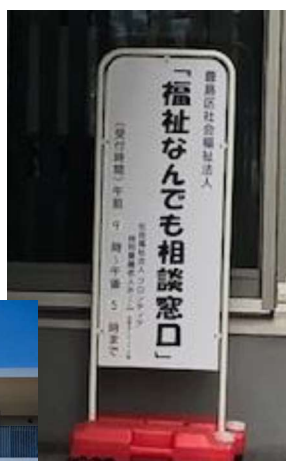
松戸市資料「令和3年度重層的支援体制整備事業」

包  
インフォーマルA

(参考) 特養・包括とCSWの連携による総合相談窓口（豊島区）



社会福祉法人フロンティア





包  
インフォーマルB

住民主体の活動場所兼相談拠点（江戸川区）



江戸川区江戸川2-33-18  
TEL: 03-5636-7753  
FAX: 03-5636-7762  
交通アクセス  
・京成バス「東部区民館入口」から徒歩4分



全9か所

ボランティアのほか、圏域を担当するコミュニティソーシャルワーカー（相談支援包括化推進員）、保健師などの専門職が相談に対応。

なごみの家とは？

江戸川区社会福祉協議会では、江戸川区が目指す「誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会」の実現の鍵となる「なごみの家」を区内9か所で運営しています。相談の場であり、居場所であるとともに、地域の課題を地域の力で解決できるよう一緒になって考える拠点です。



なんでも相談



誰でも集える交流の場



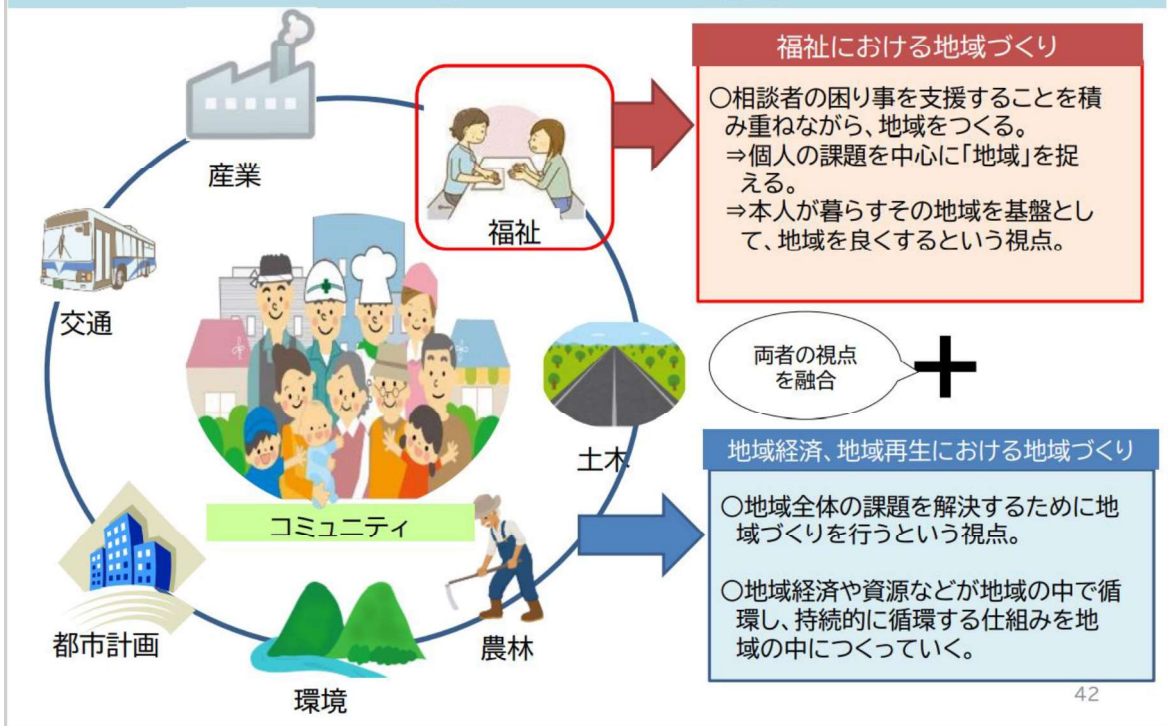
地域のネットワークづくり



見守りキーホルダー



# 地域づくりの可能性

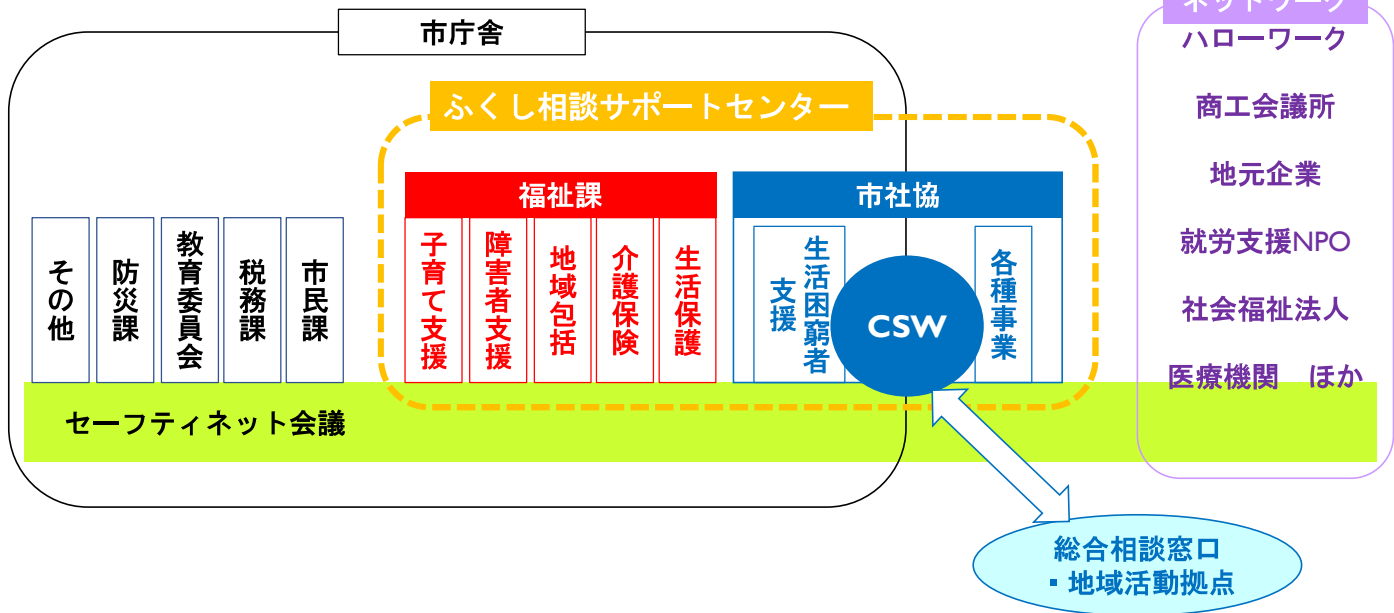


日本地域福祉学会研究シンポジウム (20/12/13) 『地域共生社会政策と地域福祉研究の展開』 厚生労働省社会・援護局 玉置隼人専門官行政報告資料

## 地域共生社会の実現に向けた体制構築 氷見市（富山県）



## ふくし相談サポートセンターの全体像



氷見市資料をもとに作成

※生活圏域（地区社協エリア）ごとに設置

## 4

### 重層的支援体制整備事業括的新体制の導入事例

## 事例1

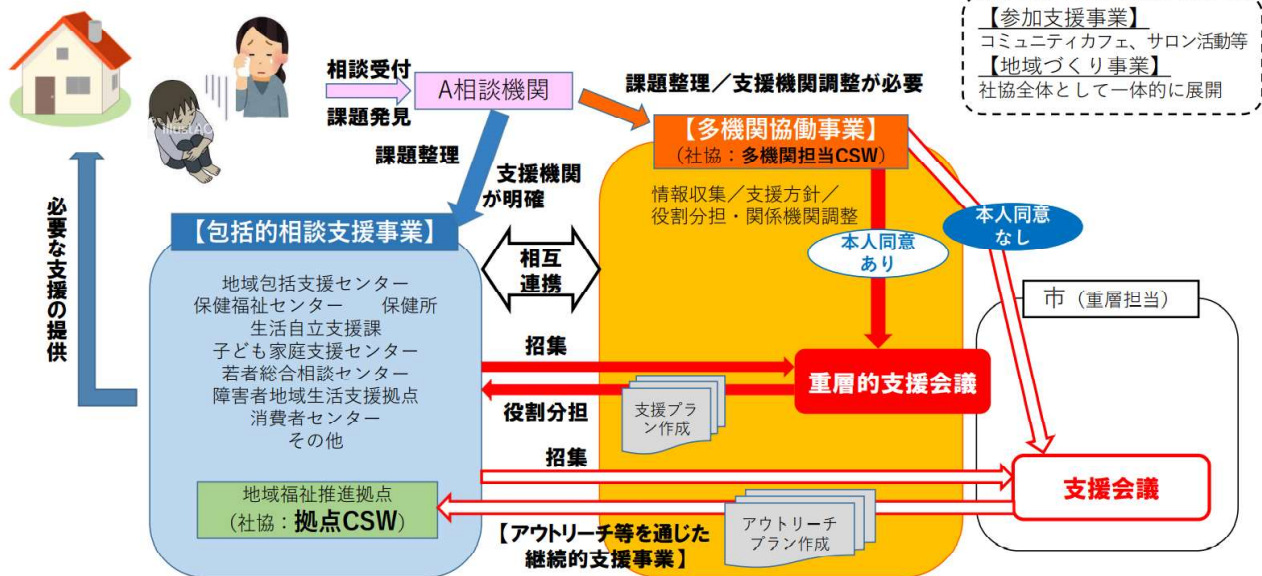
### 重層的支援体制整備事業の各事業と既存施策との対応関係（中野区）

社会福祉法第106条の4第2項

		機能	既存制度の対象事業等	中野区事業（一部修正）
第1号	イ	包括的相談支援事業	【介護】 地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター運営委託
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業等
	ハ		【子ども】 利用者支援事業	利用者支援事業（基本型・母子保健型・特定型）
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業	自立相談支援事業
第2号		参加支援事業	【新規】	ひきこもり支援事業
第3号	イ	地域づくり事業	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）	健康・生きがいづくり事業
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業	生活支援サービス体制整備
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業	精神障害者地域生活支援センター事業運営委託等
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業	子育てひろば
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【新規】	アウトリーチ推進
第5号		多機関協働事業	【新規】	
第6号		支援プランの作成	【新規】	

## 事例2

### 多機関担当CSWと拠点CSWの配置・増員（八王子市）



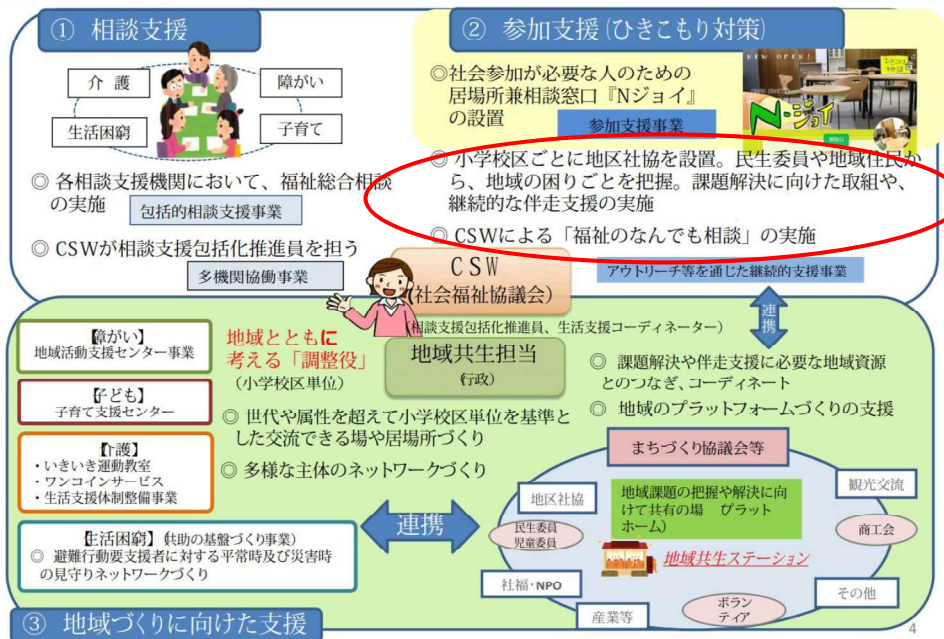
「令和3年度区市町村社協 会長・役員・事務局長研究協議会」八王子市社協資料を修正。

- ・従来から圏域・拠点体制を敷いていた自治体は移行もスムーズのようである
- ・自治体の理解・バックアップがあることが重要（担当部署・職員体制、プロセスの評価等）



# 事例3 小学校区(地区社協)をベースにした総合相談支援体制(長久手市)

## 長久手市重層的支援体制整備事業の概要



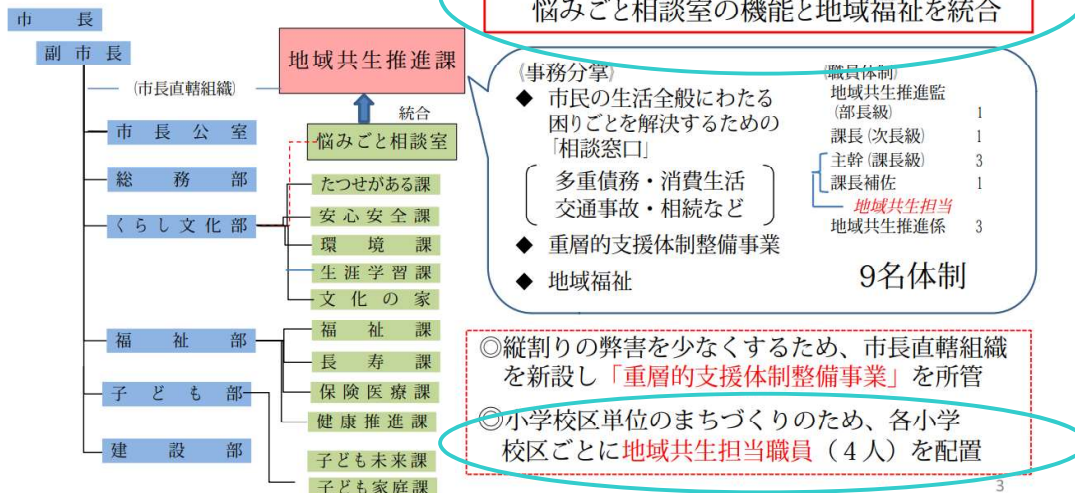
長久手市地域共生推進課「長久手市の重層的支援体制整備事業について」(R3.9)

## 令和3年度 重層的支援体制整備事業実施に向けた新体制

### 重層的支援体制整備事業に取り組む意義

市民主体による「一人ひとりに役割と居場所があり、幸福度の高いまち」をめざし、本市の基本理念である「助けがなかったら生きていけない人は全力で守る」を地域の人々と共に実現していくため、市民の困りごとを身近な地域で受け止め、地域の課題は地域で解決できる仕組みをつくる。

### ➤ R3～ 新体制による事業実施へ



長久手市地域共生推進課「長久手市の重層的支援体制整備事業について」(R3.9)



## 「地域づくり支援」等取組内容

### C S Wの取組

【困っている人を早期発見し、みんなで支える仕組みを作る】

#### ○地域福祉学習会 《全地区で実施》

福祉課題のある方が、地域の中で孤立しないよう、身近な問題として理解を得るよう働きかけを行う。

#### ○部会活動

活動を通じて、地域の困りごとを発見。課題解決に向けた事業を展開

⇒ 移動支援検討会、フードパントリー 等



#### ○生活支援サポーター養成事業



～生活支援体制整備事業～  
様々な集いの場での協力や、要支援者等の見守りを希望する市民への訪問等を行うボランティアの養成

#### ○居場所づくり 地域のつながりづくりのため様々な事業を企画実施

⇒ ウォーキング企画・脳トレ・親子読み聞かせ教室 等

#### ○みんコラ事業 ～生活支援体制整備事業～

地域みんな×民間企業コラボ  
民間企業と共同で地域の活性化

⇒健康づくり教室、ママケアサロン 等



#### ○サロン活動の支援

地域住民が主体的に運営されているサロンに対して助成金を交付し、自主運営の支援や、つながりづくりを支援 市内45カ所

⇒ サロンへの定期訪問  
住民の自主活動、住民と専門職が話し合える場づくり



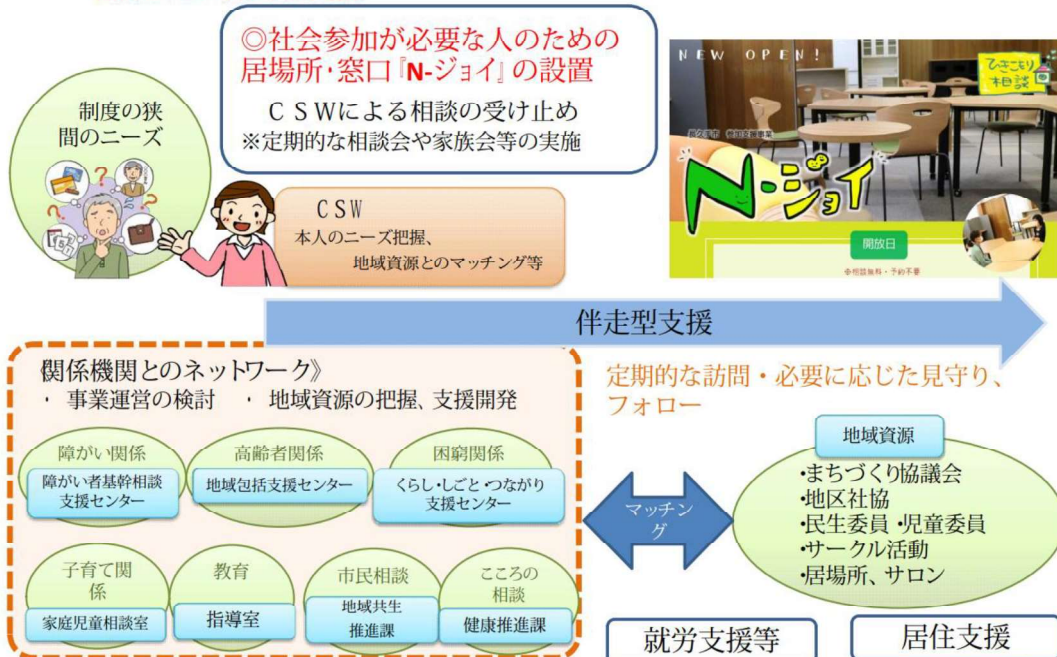
長久手市地域共生推進課「長久手市の重層的支援体制整備事業について」(R3.9)

5

35

## 「参加支援事業」

- ◎ 伴走型支援により信頼関係を構築、本人のニーズを丁寧にアセスメントした上で社会とのつながりを支援

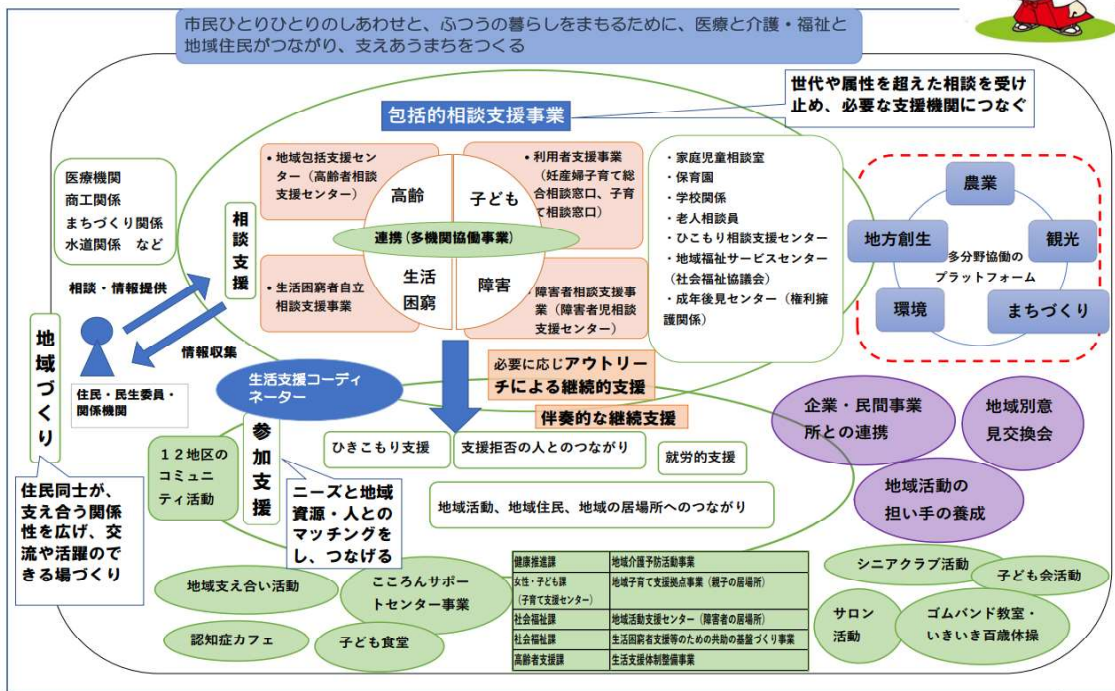


長久手市地域共生推進課「長久手市の重層的支援体制整備事業について」(R3.9)

36

# 事例 4

## 行政レベル・機関レベル・地域レベルでの横断的な仕組みづくり(東海市)



長久手市地域共生推進課「長久手市の重層的支援体制整備事業(12)について」(R3.9)

# 重層事業に取り組む経緯

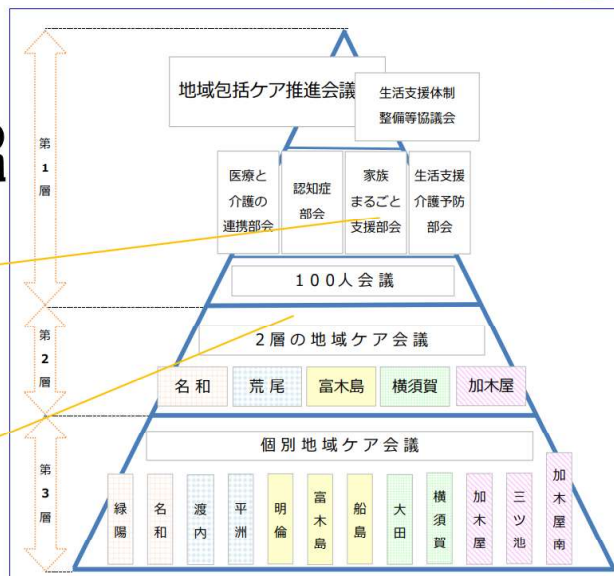
合言葉: 0~100歳までの地域包括ケア



## H26年度~R元年度の地域包括ケア事業推進組織体系図

・市独自で「家族まるごと支援部会」をつくって取組を進めていた

・100人会議で生活課題に対して、我が事として捉えた意見交換を実施



長久手市地域共生推進課「長久手市の重層的支援体制整備事業について」(R3.9)



# 家族まるごと支援部会



- ・「複数の課題を抱える家族の支援に関すること」を検討する部会で、部会長は、地域住民（地域支えあい活動登録団体の方）に担っていただいている。
- ・それぞれの分野の事例検討を通し「**地域で生活するために**」何が**できるのか**を検討してきた

所 属
地域支えあい活動登録団体
民生委員・児童委員
公立西知多総合病院（MSW）
ケアマネジャー
介護保険事業所（デイ）
手をつなぐ育成会
障害者相談支援センター（基幹）
社会福祉協議会
地域包括支援センター
子育て総合支援センター
健康推進課
社会福祉課（生活困窮・障害）
高齢者支援課

7

長久手市地域共生推進課「長久手市の重層的支援体制整備事業について」（R3.9）

39

# 100人会議



- ・地域住民から専門職が一同に会して意見交換ができる場を作った
- 通称「**100人会議**」という市全体の会議体を作り、**地域住民をはじめ、医師・看護師等の医療職から、ケアマネジャー、障害福祉関係者など、一緒に話し合いをする場を作った。**
- 「特別」はなく、**地域で暮らす一員として参加**



8

長久手市地域共生推進課「長久手市の重層的支援体制整備事業について」（R3.9）

40



# 市内連携について



平成28年度から、地域包括ケアシステム構築に向けた座談会を高齢者支援課発信で開始。

福祉（障害、生活保護、児童）、保健、教育（社会教育、ホーツ）、市民協働、企画部門が参加

・ 包括的支援体制検討会議

社協（包括支援センター、生活支援コーディネーター）、医師会、健康推進課、社会福祉課、女性・子ども課、社会教育課、市民協働課、企画政策課、高齢者支援課

・ 市民福祉部内での検討

福祉関係部署の課長職・担当でそれぞれ実施

・ 地域力向上検討会議

社協（包括支援センター、生活支援コーディネーター）、市民協働課、高齢者支援課

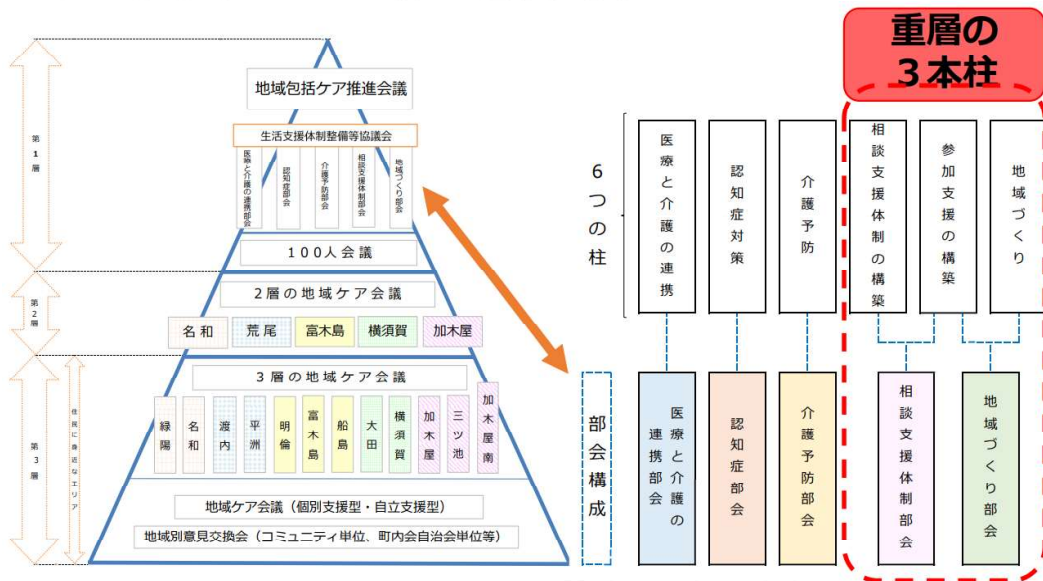
各会議開催から見えてきた包括的支援体制の取組みの方向性

- 1 福祉の方向性は総合福祉計画に示される
- 2 0から100歳、制度の狭間、生活困窮等は、横ぐし・連携推進
- 3 情報共有が必要
- 4 地域包括ケアシステムの市内での認知度を高める
- 5 地域住民の意識改革からの、地域・民間事業所・行政との協働の仕掛け

東海市まちづくりアドバイザーである日本福祉大学原田先生に座談会のような形で、国が考えている政策動向について、市職員だけでなく、関係者が一緒に学ぶ機会を持ってきた。

長久手市地域共生推進課「長久手市の重層的支援体制整備事業について」(R3.9)

# R3からの地域包括ケア推進体制



長久手市地域共生推進課「長久手市の重層的支援体制整備事業について」(R3.9)

# 計画期間

重層事業は、R 3年度から地域包括ケア推進計画に、R 6年度からは総合福祉計画へ位置づける

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
総合計画	【第6次総合計画】 平成26年度(2014年度)～ 令和5年度(2023年度)			【第7次総合計画】 令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度)				
総合福祉計画	【後期計画】 平成31年度(2019年度) ～令和5年度(2023年度)			令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度) ※ 中間見直しは、令和10年度(2028年度)に実施				
地域包括ケア 推進計画	【第2次計画】 令和3年度(2021年度) ～令和5年度(2023年度)							
重層実施計画	→ → →			総合福祉計画に記載するタイミングで、 重層事業実施計画の策定スパンの見直しを検討				

長久手市地域共生推進課「長久手市の重層的支援体制整備事業について」(R3.9)

43

## 5

### 重層的支援体制整備事業への期待と懸念

44

## 重層的支援体制整備事業に見込まれる成果

- **支援の包括化**・・・庁内連携・多機関協働による複数の支援やサービス等の横断的運用が促進されること。縦割りの弊害をなくし、対象別に行われてきた相談やサービスを支援対象者の状況に応じて包括的に提供しやすくなること。
- **圏域設定の重層化**・・・
  - a) **自治体内圏域（日常生活圏域、行政地区、2層等）**：担当エリアの違う主体間の連携ルール、情報共有、役割分担の擦り合わせ（町内会・民生委員・地区社協・地域包括支援センター・生活支援コーディネーター等）
  - b) **基礎自治体全域（1層等）**：市区町村単位の主体との連携ルール等の擦り合わせ（障害者自立支援協議会、要対協等）、社会福祉法人（公益活動、連携推進法人）との連携。特に、高齢分野と比べて地域との連携が難しいとされてきた障害・児童分野等との関係強化。
  - c) **都道府県域・広域圏**：都道府県単位の主体との連携ルール等の擦り合わせ（地域生活定着支援センター等）、災害時の相互支援、中山間地における資源調達、都道府県による市町村への後方支援等
  - d) **圏域の縛りのない活動主体**：NPO、社会福祉法人（公益活動）、協同組合・企業CSR、大学等との関係強化

（加山2022）

- **（総合相談、包括的体制における）主体と対象の拡張**・・・外国籍住民、刑余者、性的少数者等（マイノリティの中のマイノリティ）の分野との連携。支援団体がもつ高い専門性と、総合相談、参加支援、地域の基盤づくりを連動させることで相乗効果が見込まれる（地域の居場所に外国人が要支援者として、あるいは担い手として参加する、等）
- **CSW等の増強**・・・重層的支援体制整備事業交付金等を活用した人員配置、増員等
- **社会福祉法人の参画促進**・・・複数法人等による地域における公益的な取り組みとの連動（施設の空間を子ども食堂や地域の居場所に開放する例、中間的就労機会を提供する例、CSWを施設に配置する例等）。法人の専門性（ソフト）や建物・設備（ハード）を活かした狭間の問題、潜在的問題の発見・解決の取り組みを重層事業に位置づけること

46

（加山2022）



## 重層的支援体制整備事業への懸念や課題

- **政策主導／公的責任の後退への批判**・・・AOP（反抑圧的ソーシャルワーク）からの主張「『我が事・丸ごと』『地域包括ケアシステム』など耳障りのよいキャッチフレーズが繰り返され...『それしか道はない』『流れに乗り遅れるな』と福祉業界は一斉にそこに向かって歩みだしている」（坂本ほか2021）。公的責任の後退には注意すべき（ただ、この説は地域課題に対する公私主体の内発性を前提としていない?）。
- **施策レベルの課題**・・・3つの支援のバランスについて、「〈相談支援〉に偏りがあるのでは？住民との協働による〈地域づくり〉と〈参加支援〉にもっと注力すべき」（池田・平野2021）。同様に、ひきこもり支援事業等の創設においても3つの支援の有機化しなければ、対象別施策に拘泥しかねない。
- **実務レベルの課題**・・・行政目線での「わかりにくさ」。「既存の制度からどの部分がどのように変わるのか、新たな要素は何かがわかりにくい。業務量や事務の見通し・計画性、熟練の専門職の配置が必要」（都築2021）。47

（加山2022）

- **主体と対象の範囲に関する課題**・・・国が示す地域共生社会の対象規定の狭さ。「全ての人々」＝子ども、高齢者、障害者（マイノリティの中のマジョリティ）になってしまっている。地域共生社会政策から多文化共生が捨象されてはいけない（武川2020a：2020b）。
- **自治体間格差**・・・未実施自治体との格差、実施自治体間の格差（組織の体力や資源の多寡等によって体制やプログラムの質量に差が生じる）。元々、地域特性や課題の違いが前提ではあるが、要支援者のニーズ不充足、支援者側の高負担、既得権を損ねる問題（予算削減等）に帰結し得るだけに、幅広い関係者の間で議論が必要。

48

（加山2022）

## 講義 2 :

# 重層的支援体制下で求められる援助方法（ソーシャルワーク）

2023年11月20日

加山 弾（東洋大学）

「3つの支援」を進めるための方法（ソーシャルワーク）の例

### 総論としてのコミュニティソーシャルワークとコミュニティワーク

各  
論

- アウトリーチ（訪問支援、総合相談窓口等）
- 地域アセスメント+協働のデザイン（地域福祉計画）
- 伴走型支援、社会参加支援・中間的就労等の参加機会の創出
- 福祉各分野のカベを越えた支援体制（複数法人・事業所のネットワーク・公益活動を手掛かりに）
- 福祉以外の「地域資源」との連携（医療・保健、住宅、雇用、司法、教育、多文化共生、産業、趣味・文化等の各コミュニティ）による資源開発

政策・計画化  
と運用

- 地域福祉計画との一体的運用
- 自治体施策・プログラム化
- 社会福祉法人の公益活動との一体的運用

← …… 本講義で説明

# 1

## 伴走型支援

3

### 伴走型支援が求められる背景と考え方

- 従来型の**実体的給付**（現金・現物給付） + **手続き的給付**（平野方紹2021）
- 伴走型支援とは「つながり続けること」を目的とする支援。必ずしも問題解決を前提とせず、「つながる = ひとりにしない」こと、「孤立させない地域社会の創造」をめざす（奥田・原田編2021）
- 社会的孤立のような“一筋縄でいかない問題”に対し、「治して（解決して）くれる」ことより、「一緒に動いてくれる」という手続き的給付がもとめられる（奥田・原田編2021）

4



## 伴走型支援が求められる背景と考え方

- 福祉事務所のカベ...「現在地保護」「(不仲な) 家族に援助してもらえ」「若いから仕事を探せ」「借金があるとダメ」。制度の難しい説明を矢継ぎ早に受けた時点で、パワーレスな申請者は「もういいです」とあきらめてしまう。専門職が同行することに意義がある
- 不登校生は、卒業すると支援も途切れてしまう。ずっと関わってくれる人が必要
- 制度主義・専門職主義が進化するにしたがい、「治すこと」こそが正解だと考えがちだが、支援を拒む人、判断能力が十分でない人、複数の窓口申請すべき人などに対し、時間をかけて援助関係を構築すること、相談窓口同行支援すること等が重要になっている (加山2022)

5

## 伴走型支援において重視すべき視点 (奥田・原田編2021)

- **本人主体**であること。社会の固定観念でなく、本人の主観的世界を汲み、自立を自律をめざすこと
- 地域やキーパーソンにつなげること。その後も必要ならつなぎ直すこと
- 地域が困っていても本人に**困り感がない**ことがある。心配しているという姿勢を続けること
- “困った人”は困った問題を抱えている。就労より散髪、歯医者で困っているかもしれない
- 本人を支える人を増やすこと
- **支援の仕組みづくり**をすること (居場所、フードバンク、学習支援、子ども食堂等)

6

# 2

## アウトリーチ

7

### アウトリーチの定義

クライアントの日常生活の場（自宅など）において必要な情報やサービスを提供する活動であり、特に、行政機関や地域福祉関連の機関において求められるソーシャルワーカーの機能である。

地域のなかで生活困難に直面している人々を見つけ出すことも意味し、その場合は**ケース発見と同義**に使われる。

いずれも、**利用者の来訪をただ待つのではなく**、ソーシャルワーカーが**積極的に地域に出ていく**という側面が強調されている。

『現代社会福祉辞典』

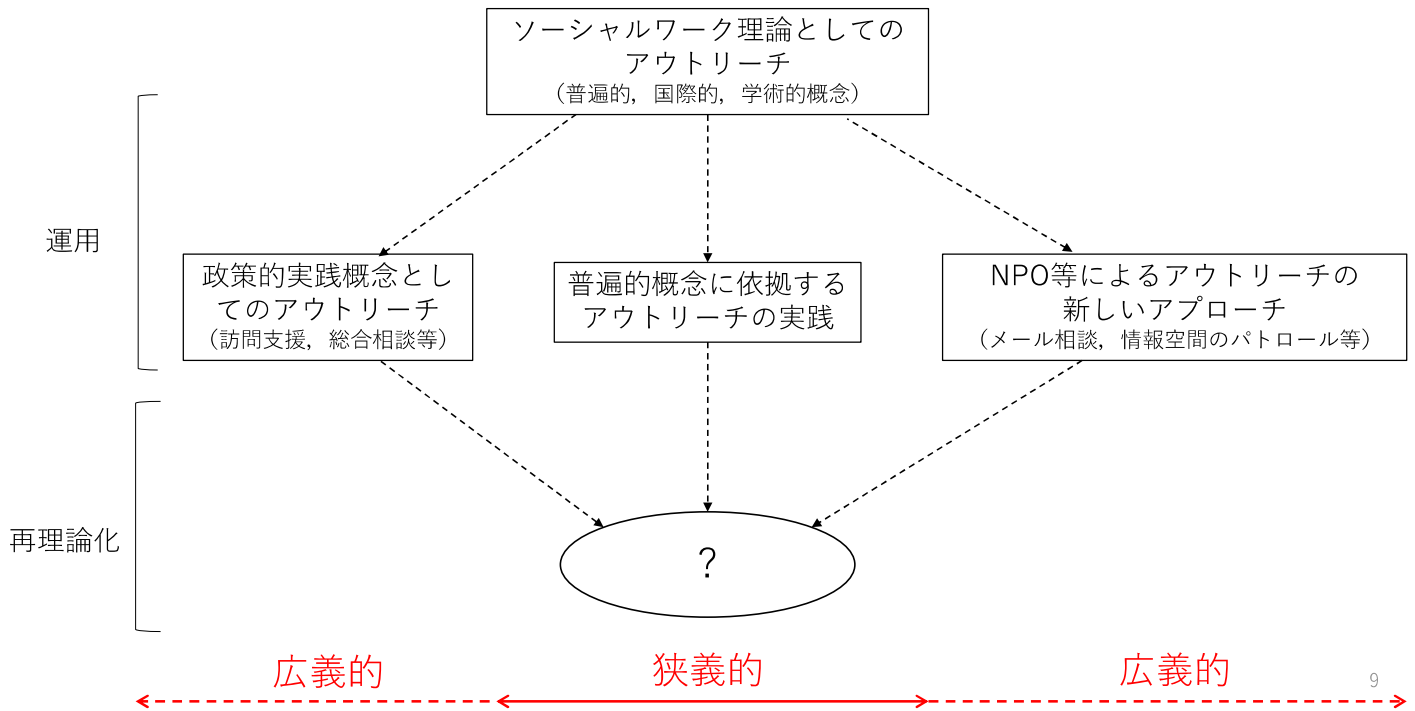
つまり、アウトリーチとは…

ソーシャルワークの最初の一步

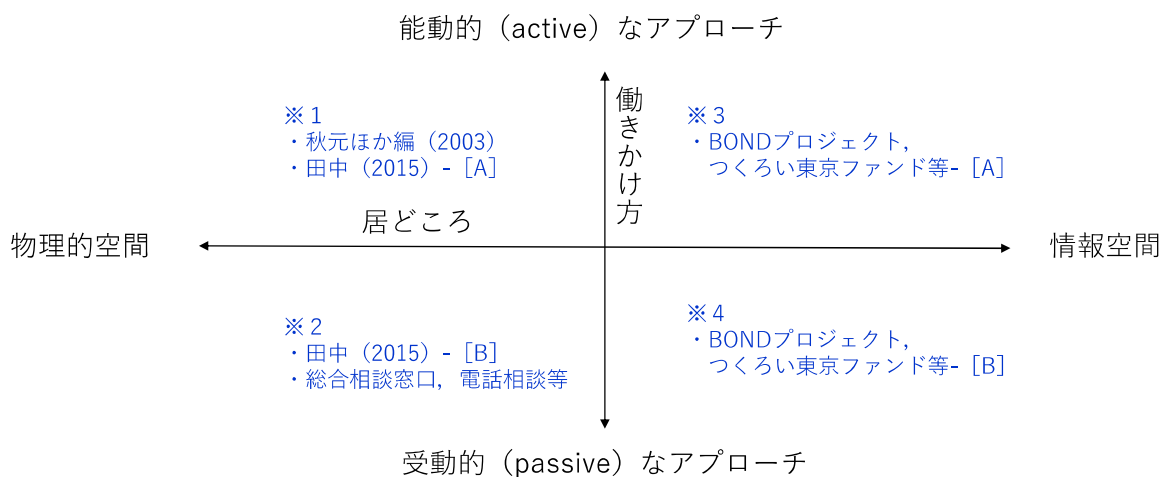
地域に潜む問題・ニーズを見つける & 支援につなげる援助技術

8

# アウトリーチの広がり



## 作業仮説② ～アウトリーチの広がり～





※1 秋元ほか編（2003）  
来訪をただ待つのではなく、積極的に出ていくこと〔誰が〕行政、地域福祉関連のSW〔どこに〕クライアントの日常生活の場（自宅等）、地域の中〔何を〕困難に直面する人々を見つけだす、情報・サービスを提供する

※1 田中（2015） - [A]  
「竹や～、竹」（身近な圏域に出かけ、手段・サービスを知らせる：街頭宣伝、チラシ、回覧板等）、「飛び込みセールス」（利用者の場所に急ぎ知らせる）、「声なき声」のニード把握（スティグマや偏見で表明されないマイノリティ・ニードの発見）

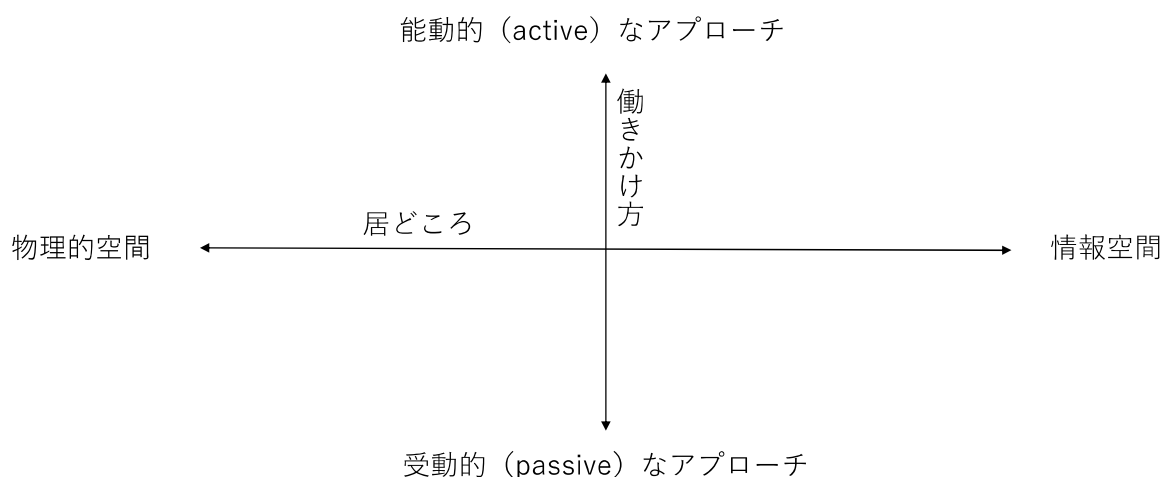
※2 田中（2015） - [B]  
「状況把握型訪問」（家族、民・児委員、近所の人、大家等からの相談を受け、確認する）、  
「住民座談会方式」（日常生活圏域での住民からニードの共通性を抽出）

※3 BONDプロジェクト、つくろい東京ファンド等- [A]  
SNSでの拡散、ネットパトロール等

※4 BONDプロジェクト、つくろい東京ファンド等- [B]  
LINE相談、メール相談等

11

## 作業仮説② ～アウトリーチの広がり～



問題領域が広がり、価値観や生活様式も広がり、生きづらさを抱えた人々の〈居場所〉は（非物理的空間にまで）広がっている。  
アウトリーチの本旨は、援助者がクライアントの〈居場所〉まで出向いて探しだし、援助につなげること。アウトリーチも多様化する必要があるのではないか。

## 援助の各段階における代表的なアウトリーチの例

	ニード発見段階	支援段階	モニタリング段階
I 探索型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問（伝統的夜回り等）</li> <li>・ 炊き出し、食糧・衣料の提供等</li> <li>・ 情報空間でのアウトリーチ（SNS、違法サイト等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問（安否確認、災害時、動機づけ、職権保護・法的介入等）</li> <li>・ 炊き出し等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問（御用聞き、状況把握、利用者からの呼び出し等）</li> <li>・ 効果測定（アンケート、ヒアリング等）</li> </ul>
II 相談受付型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合相談窓口（ワンストップ型）</li> <li>・ 電話相談（いのちの電話、被災者・被害者等のニーズ別相談・緊急通報等）</li> <li>・ インターネット・LINE相談等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的資源の活用・開拓</li> <li>・ ケースカンファレンス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケースの分析、検証</li> <li>・ ケースカンファレンス</li> </ul>
III 住民・当事者参加型（協議型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議体・協議体</li> <li>・ 住民懇談会</li> <li>・ 各種ネットワーク、委員会、PT</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者・支援者の組織化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価会議</li> <li>・ 住民座談会</li> </ul>
IV 普及・環境改善型		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普及啓発</li> <li>・ 環境改善</li> <li>・ 地域コンフリクト解決</li> </ul>	

加山（2021） \* 田中（2015）を修正<sup>13</sup>

10代20代の生きづらさを抱える  
女の子のための女性による支援。



特定非営利活動法人 BOND プロジェクト  
[団体概要/定款](#) | [プライバシー/注意事項](#)

<https://bondproject.jp/>

**相談する**  
>>>>

**電話で相談する**  
毎週 月・土曜日 18:00~21:00  
毎週 水・日曜日 14:00~19:00

**LINEで相談**

**カフェ相談室**

相談 @こんな時はこちらへ

メール hear@bondproject.jp



みんなは授業中。  
教室にいられなくなると  
いつもここにくる。  
泣ける場所もないから  
ここで泣く。  
誰かに一緒にいてほしいよ。

**LINE相談**  
ID @bondproject



**LINE@友だち追加**

●相談受付時間 月、水、木、金、土曜日  
10:00 ~ 22:00 (相談受付21:30まで)

**bond Project**  
@よこはま相談室【10代20代の女の子のためのカフェ型相談室】

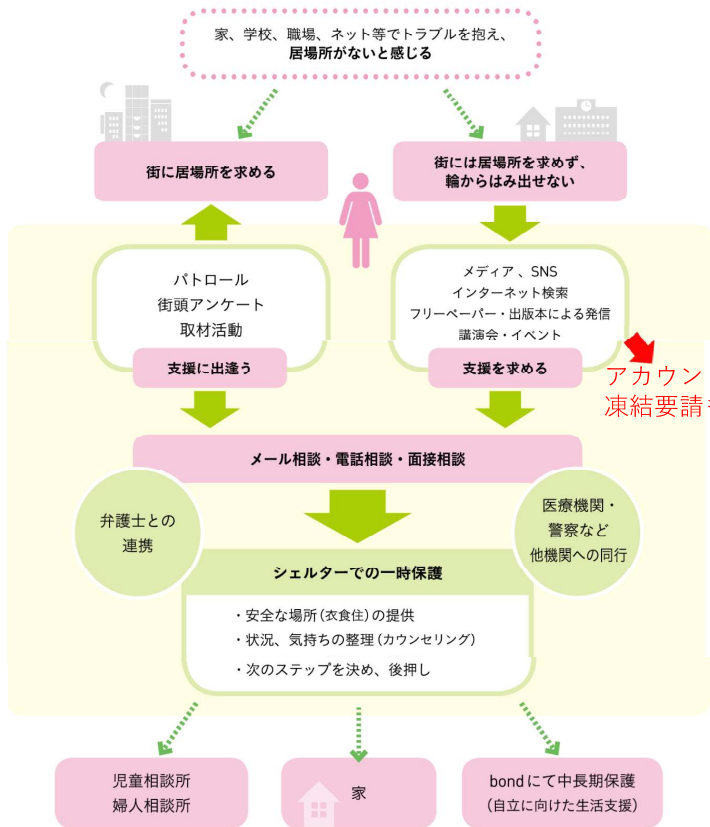
2021年4月より、全国からの相談を受け付けます

- 相談受付時間 水、日曜日
- ・13:00-19:00相談室開室（面談を受け付けています）
- 面談予約は、メール・電話で確認してね。
- ・14:00-19:00 **電話相談** ▶ 070-6648-8318

死にたい、消えたい、必要とされたい、寂しい…。  
私たちに声を届けてくれる女の子たちの生きづらさの根源は  
誰にもどこにも声をあげられないこと。

自傷行為、OD、援助交際、摂食障害、虐待、性被害、人間関係…。その背景や表現も様々。  
心と身体を彷徨わせながら、  
現存の制度だけでもこぼれ落ちてしまう少女たち。

「声をあげていいんだよ。」  
「一人じゃないよ。」



❗ 望まない性行為、避妊してもらえなかった・・・など

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

❗ 家族やパートナーから殴られる、蹴られる、怪我をさせられる、性的に体を触られる、脅される、重い病気になっても病院に連れて行ってもらえない、家に閉じ込められる・・・

● 児童相談所 ※18歳以上の子はここへ、児童相談所全国共通ダイヤル 189番

❗ ネットカフェ暮らしをしている、住む場所を見つけない、仕事を探したい・・・

● TOKYOチャレンジネット <http://www.tokyo-challenge.net>

❗ 妊娠しているが病院に行けていない、飛び込み出産をしまいそう・・・

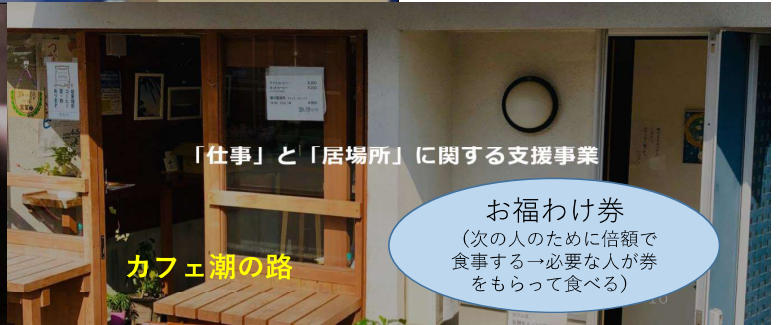
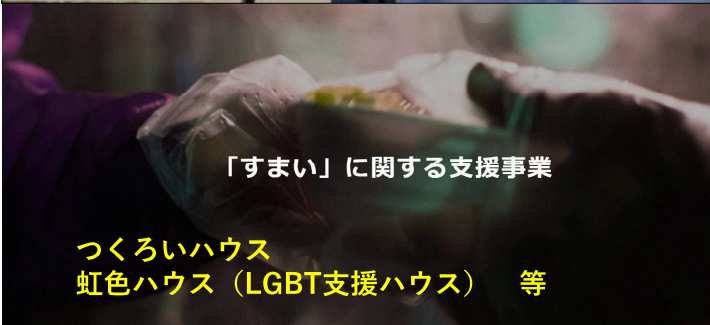
● 福祉事務所







<https://tsukuroi.tokyo/>





## 住まいは人権！日本における「ハウジングファースト」のモデルをつくる

では、セーフティネットに開いている穴の正体は何なのでしょう？

私たちは、行政の支援策に「ハウジングファースト」という観点が抜けているのが問題だと考えました。

「ハウジングファースト」とは、住居を喪失した生活困窮者の支援において、「まずは安定した住まいを提供することを最優先におこなうべき」という考えです。それは、「生活の拠点である住まいを確保することはすべての人に保障されるべき人権である」という理念に基づいています。

近年は欧米のホームレス支援においても「ハウジングファースト」に基づく支援策が広がり、「まずは就労を優先」や「施設で生活訓練をした上で段階的にアパートに移行」といった従来型の支援よりも有効であることが立証されつつあります。

「安心して暮らせる住まいがほしい」という当事者の要望に行政が耳を傾けないことによって、多くの人たちが事実上、「しくみ」から締め出されてしまっているのです。



## 空き室を活用した個室シェルター事業を進めています

つくろい東京ファンドは2014年7月、東京・中野区内にあるビルのワンフロアを改装し、住まいのない生活困窮者のための個室シェルター「つくろいハウス」（7部屋）を開設しました。

シェルター開設に必要な費用は、クラウドファンディングなど、多くの市民から集まった資金でまかないました。

「つくろいハウス」では、東京都内各地で生活困窮者を支援する団体からの紹介で、路上生活やネットカフェ生活をしてきた人たちを受け入れ、その人たちが安定した住まいを確保し、地域で暮らしていけるための支援をおこなっています。

また同時に、自分名義で民間の賃貸物件を借りることが難しい方のために、アパートの空き室を借り上げて中長期で暮らすことができる支援住宅も整備してきました。

2016年からは東京で「ハウジングファースト」型支援を実践していくためのコンソーシアム「**ハウジングファースト東京プロジェクト**」に参加し、NPO法人TENOHASHIと連携しながら豊島区を中心に個室シェルターや借り上げ型の支援住宅を運営しています。



17

コロナ禍で、東京都内の「住居喪失者」のうち、ネットカフェ生活者等の約4000人が路上に出た\*と推計される（路上生活者＝平均60歳以上、住居喪失者＝平均20～40歳代）。

\*緊急事態宣言下での休業要請のため



### アウトリーチ：

- ネットカフェを出た人向け「メール相談フォーム」（ネットで拡散）
- 少人数\*\*による「緊急出動チーム」で個別に会う

\*\*感染防止のため。「年越し派遣村」のような集会はできない

- 夜回り（声掛け・食べ物を渡す・話を聴く）



コロナ禍で2度目の冬をみんなで乗り越えるために、生活困窮者支援活動へのご協力をお願いいたします。

- 都内各所（飲食店、薬局、寺院、教会、NPOの事務所等）に「緊急お助けパック」を置いてもらう
- スマホ充電器、現金（3000円＋500円）、相談先の冊子

18



支援した若者の言葉「もう首吊るしかない・・・でも生きて  
いと思ってしまったんです」



### ソーシャルアクション：

- 東京都への緊急要望書（合同）…住まいを失った生活困窮者へのホテル借り上げ、緊急支援を要求
- 都の緊急支援策の不備を指摘…「6カ月ルール」\*撤廃等の改善を要求・実現
  - \*ネットカフェ生活者向け相談機関「TOKYOチャレンジネット」の対象「都内に6か月以上滞在」
- クラウドファンディング→「東京アンブレラ基金」（合同）→現金給付



## 3

### 社会福祉法人の公益活動との一体的展開

社会福祉法人・施設がもつ専門性を活かした地域生活課題の発見・解決  
(例)

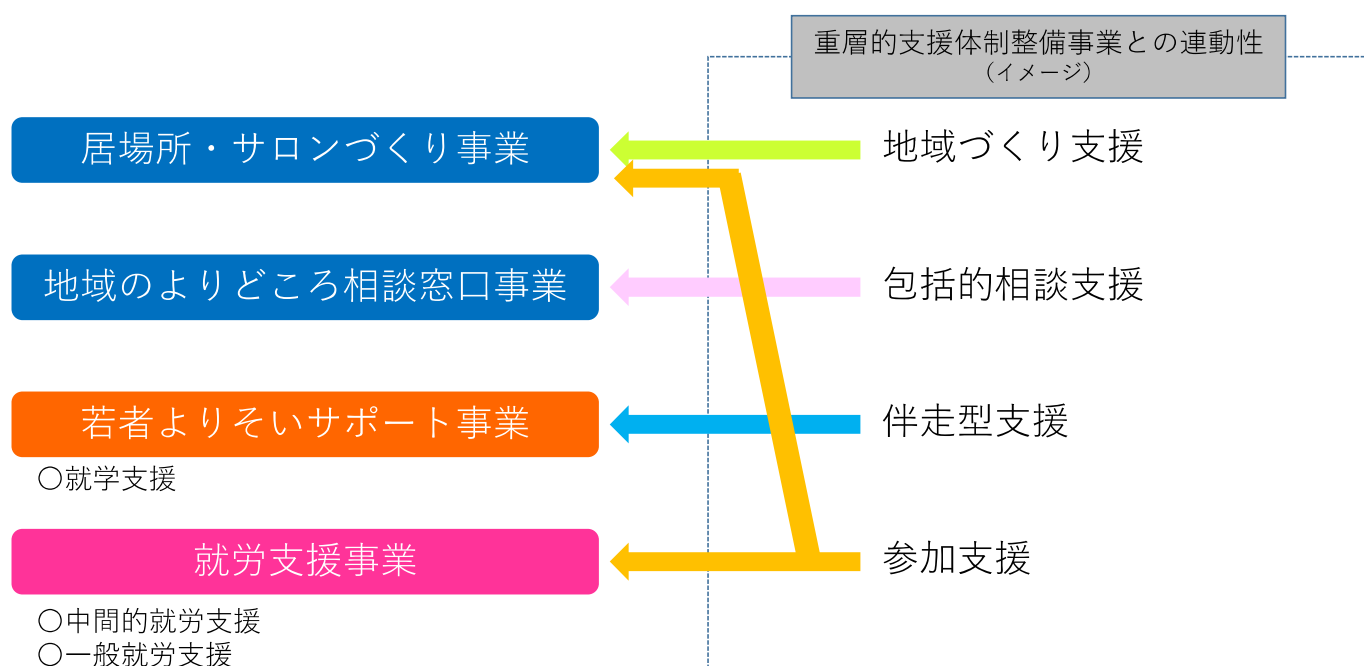
- 食堂や交流スペースを使った居場所・子ども食堂・フリースペース（子どもの夜の居場所等）
- 送迎車を活かした移動・買い物支援
- 医療的ケアの必要な重度障害児者の入浴支援
- ソーシャルワーク機能を活かした孤立者の発見・支援
- 介護講座等、専門知識の提供
- ひきこもり者の中間的就労の機会提供
- コロナ禍におけるフードパントリー、食+職の支援

※専門性（有形無形の経営資源）を活かした地域貢献活動である  
 ※複数法人の連携が進んでいる／地域共生社会の切り札となっている

21

事例 1

名古屋市社会福祉協議会「なごやよりどころサポート事業」  
(社会福祉法人の地域公益活動)



22

## なごや・よりどころサポート事業

社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会 社会福祉施設部委員会

ホーム よりどころとは? 実践例 広報 社会福祉法人の皆様へ 寄付 問い合わせ

### 居場所・サロンづくり事業 事例

サロン実施の工夫や、コロナ禍を経験てわかったことなどお聞かせください!



(福) よつ農の会  
よつ農子ども食堂  
2016年10月から大人も子どもも集まれる地域交流拠点として子ども食堂が始まり、今では満席御礼です。



(福) 名古屋新生福祉社会  
新生ひなび  
新生保育園にて親子連れ、近所の小学生や高齢の方も訪れ、ゆるやかな地域交流の場となっています。



(福) 名古屋市  
総合リハビリテーション事業団  
りほんかサロン  
多くの専門職が揃っているリハビリテーションセンターの機能を活用した講座形式でプログラムを実施しています。

### 若者よりせいサポート 事例

#### よりせい支援施設

(福) 中央有鄰学院 ゆうりん



原産養護施設であるゆうりんは、本事業において、同施設を退所した就学支援対象者に、よりせい支援施設として毎月3万円の生活資金の給付を行うとともに、生活の相談に乗っています。  
また、就職した退所者に関しても職員が相談に乗り、失業等で一時的に生活を維持するのが困難な状況になったときには、本事業における緊急時支援を利用し、現物給付を通じた経済的援助を行っています。特に、医療費や家賃を払えなくなってしまうとその後の生活にも支障がでてしまいます。

#### ボランティア受入施設

(福) 名古屋厚生会 名古屋市五条荘



母子生活支援施設である名古屋市五条荘は、児童養護施設を退所し、大学等に進学した就学支援対象者にボランティア活動の場を提供しています。  
主なボランティアの内容は、施設の子どもの遊び相手ですが、子ども達は、遊んでくれるお姉さん・お兄さんが来ることをとても楽しみにしており、就学支援対象者本人も楽しく活動しています。ときには、子ども達のモデルとして自分の出身施設のことを話してくれる事も、施設として、ボランティア活動を行う就学支援対象者と共に、学校生活についての辛

### 中間的就労支援 事例



(福) 緑生福祉社会  
特別養護老人ホーム 南生苑

高齢者福祉施設である南生苑は、就労経験が少なかったり、心身に課題を抱えていたり、直ちに一般的な仕事に就くことが難しい人に、「働く経験の場・実習の場」を提供する就労訓練事業（中間的就労の受け入れ）を実施し、就労訓練後には一般就労につながりました。



(福) 愛知育児院  
特別養護老人ホーム 南山の柳

南山の柳が中間的就労の場を提供するとともに、就労訓練事業における非雇用型の訓練期間中に「よりどころサポート基金」から交通費相当額を給付。支援対象者Aさんが仕事に慣れやすい環境を整えました。

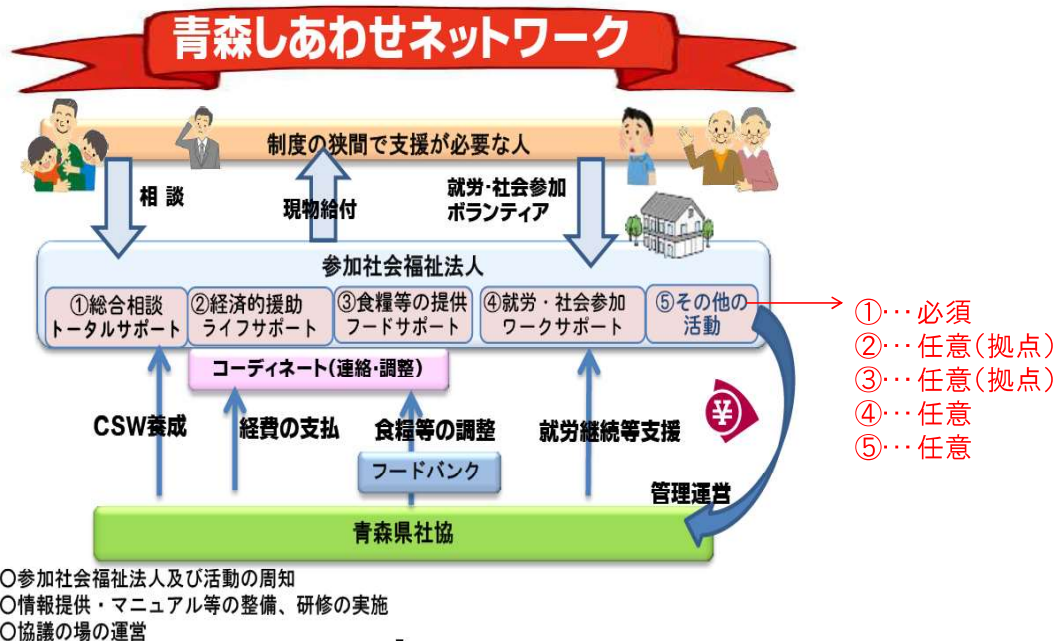


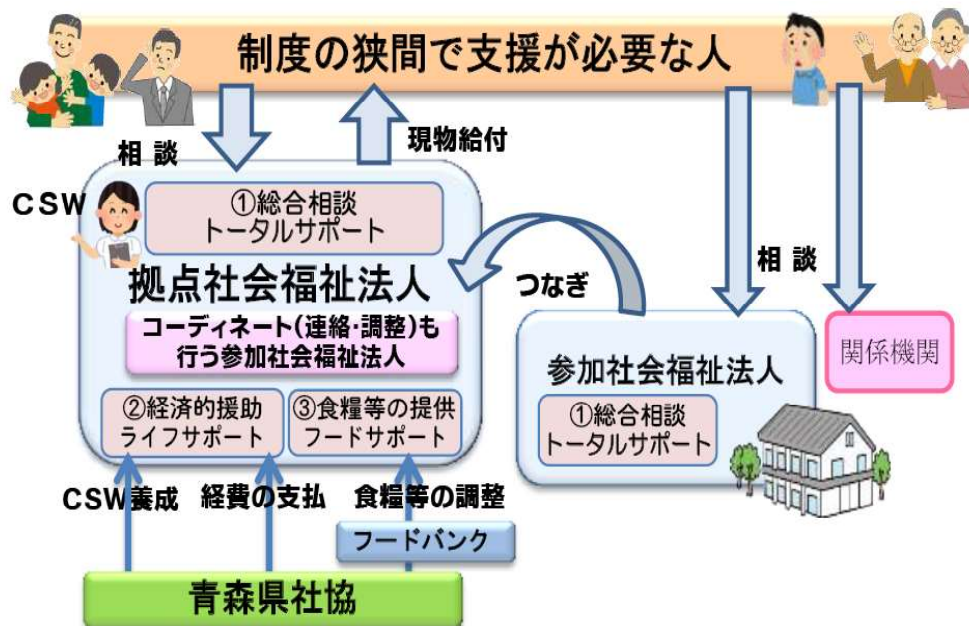
(福) 名古屋市  
中村区社会福祉協議会  
中村区デイサービスセンター

中村区デイサービスセンター職員と名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターとの協力により、就労体験からパート雇用につながりました。最初は緊張気味でしたが、今は明るい表情で就労されています。

## 事例 2

### 青森県社会福祉協議会「青森しあわせネットワーク」 (複数法人の連携による地域公益活動実施体制)





- 制度の狭間の問題(行政、社協の届かない領域)に対応
- 拠点法人と参加法人
- CSWの養成と配置(拠点法人)
- 年間500万円

### 事例 3

## 医療的ケアの必要な重度障害児者の入浴支援



身近な地域の高齢者施設のお風呂で、障害のある人が入浴するモデル事業

自宅ではできない人との出会い、社会経験のひろがりうれしい！

### 高齢者施設の協力による入浴サービス

#### リラックスした楽しいお風呂を地域で実現

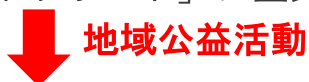
ゆったり楽しいお風呂は、とても大切な生活の要素  
しかし、医療機器を装着している重度障害児者の入浴事情は、週に2回程度が精いっぱい。  
せめてあと1回、家族の介護負担を減らして、本人さんが気持ちよく入浴できるように！





#### 事例4 社会福祉法人光の森学園（札幌市）： 単独法人による地域ニーズの充足①

- 事業分野：障がい者支援施設、生活介護、日中サービス支援（グループホーム）ほか
- 札幌市事業「ぬくもりサポート」に登録



- 退院補助、買い物サポート（高齢者向け送迎サポート）
- 除雪・屋根の雪下ろし（高齢者・障がい者向け）
- 町内のゴミ拾い・草刈り・花植え
- 交通安全運動
- 事業所製品（お菓子、ケーキ）を児童施設にプレゼント

27

#### 事例5 社会福祉法人ほくろう福祉協会（札幌市）： 単独法人による地域ニーズの充足②

- 事業分野：特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援事業所ほか



- **地域活動担当者を配置**
- **900人の登録ボランティア**
- 施設のスペース（ホール、会議室等）で「いきいきサロン」、介護・福祉の勉強会「まちの学習会」を開催
- シニア向け「雑学塾まなびーの」開催
- 認知症予防「脳健康倶楽部アソビバ」開催
- 子ども向け「こどもSOS」「まなびーのジュニア（夏休み）」
- 職業体験受け入れ

(つづき)

- ・ 防災炊き出し訓練・・・施設の備品（発電機、テント、調理器具等）を使った炊き出し訓練、防災勉強会
- ・ 専門相談・介護支援、見守り支援・訪問等
- ・ 町内会との交流（会議室提供、盆踊りのために駐車場開放）、施設行事（もちつき等）の手伝い受入れ

29

## ほくろう福祉協会の事業分類

### 【社会福祉事業】

特別養護老人ホーム、短期入所生活介護事業所、通所介護事業所、訪問介護事業所

### 【公益事業】

#### ●地域公益事業を除く公益事業(55条の2第4項第3号)

居宅介護支援事業、地域包括支援センター、介護予防支援事業、札幌市研修事業

#### ●地域公益事業(55条の2第4項第2号)

低所得高齢者への食支援事業

### 【法人の自主的地域活動】

職員ボランティア派遣（町内会）、町内会との合同夏祭り福祉及び職業体験（小中学校）、町内会防災訓練  
災害時一時避難場所指定、エコキャップ運動の協力  
各種サークル活動の会場場所提供、こどもの安全を見守る運動

### 【法人の社会貢献活動】

潜在介護有資格者復職支援セミナー  
職員講師派遣（教育機関・研修機関等）  
国際福祉交流事業提携（フィンランドの財団）

### 【事業性のない取組】

認知症サポーター養成講座  
福祉のまち推進センター分室  
「いきいきサロン」企画運営  
雑学塾「まなびの」開講  
脳健康倶楽部「アソビバ」開講  
札幌市安全サポーターズ  
陶芸教室開講  
就労訓練受入れ  
ジュニアボランティア育成  
介護予防サークル開催

社会福祉法内

法規定外

# 4

## 専門職としての〈裁量権〉と〈主体性・開発性〉

31

---

### 自治体・実践現場の〈裁量権〉の拡大

- 従来の個別給付型サービス（申請主義を前提とする／統一的・客観的基準に即した）に適合しがたい問題が埋もれやすい
  - 問題解決（課題達成）型支援より**伴走型支援**が必要な場面が増加
  - \*曖昧・主観的で必要度の測定が困難である、ニーズが重複している、本人・家族が支援を求め（られ）ない・拒否的である、近隣同士の摩擦・排除によって発見・解決困難等
- 地域特性を活かした「プログラムの自由度の高さ」を盛り込んだ政策・制度
  - \*社会資源の有無・多寡・分布、住民・関係者による合意形成や問題解決方法の蓄積等

## ■ 「地域的アプローチ」を組み込んだ政策形成

- ・ 介護保険制度における地域包括ケアシステム（生活支援、地域ケア会議、総合事業、生活支援体制整備事業等）
- ・ 生活困窮者自立支援制度における中間的就労等
- ・ 障害者差別解消支援地域協議会
- ・ 社会福祉法人による地域公益事業／公益的取組み 等

### これをどう受け止めるか？

- ・ 自治体、関係機関・住民等の戸惑い・混乱、「わかりにくさ」「進めにくさ」「負担感」→自治体間の発想・力量の格差
- ・ 新たな主体・対象・方法を掘り起こす「開発的实践」の契機にできるか？

33

## 自治体の「地域福祉マネジメント」における“加工の自由”

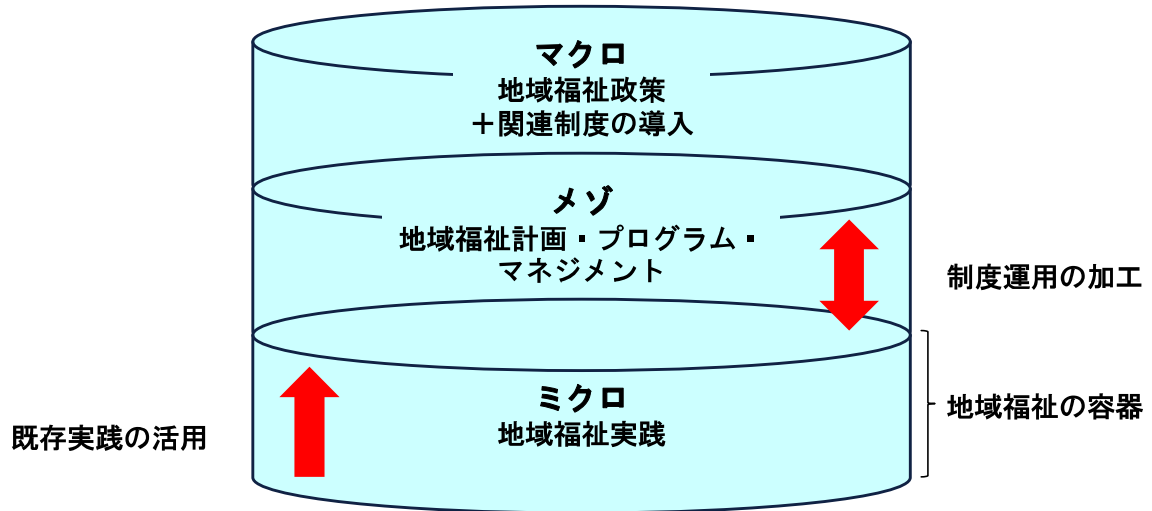
- 国からのトップダウン（推進政策、ガイドライン）を地域の論理に組み替え「**制度運用の加工**」を強化する→マネジメント
  - ・ 国からのプログラム補助・モデル事業を活用して積極的に「加工」する
  - ・ 市区町村で自律的な「独自の財源」を確保する
- 多様な組織をマネジメントする「**条件整備**」
  - ・ 多様な主体による地域福祉実践に参加し有機的関係をもつ／それらを「地域に累積する」よう促す
  - ・ 場の運営（多様な主体による参加・分担・合意形成を確保）
  - ・ プログラムの質の確保・改善
  - ・ プログラムの持続可能な条件の確保

（平野隆之2020）

34



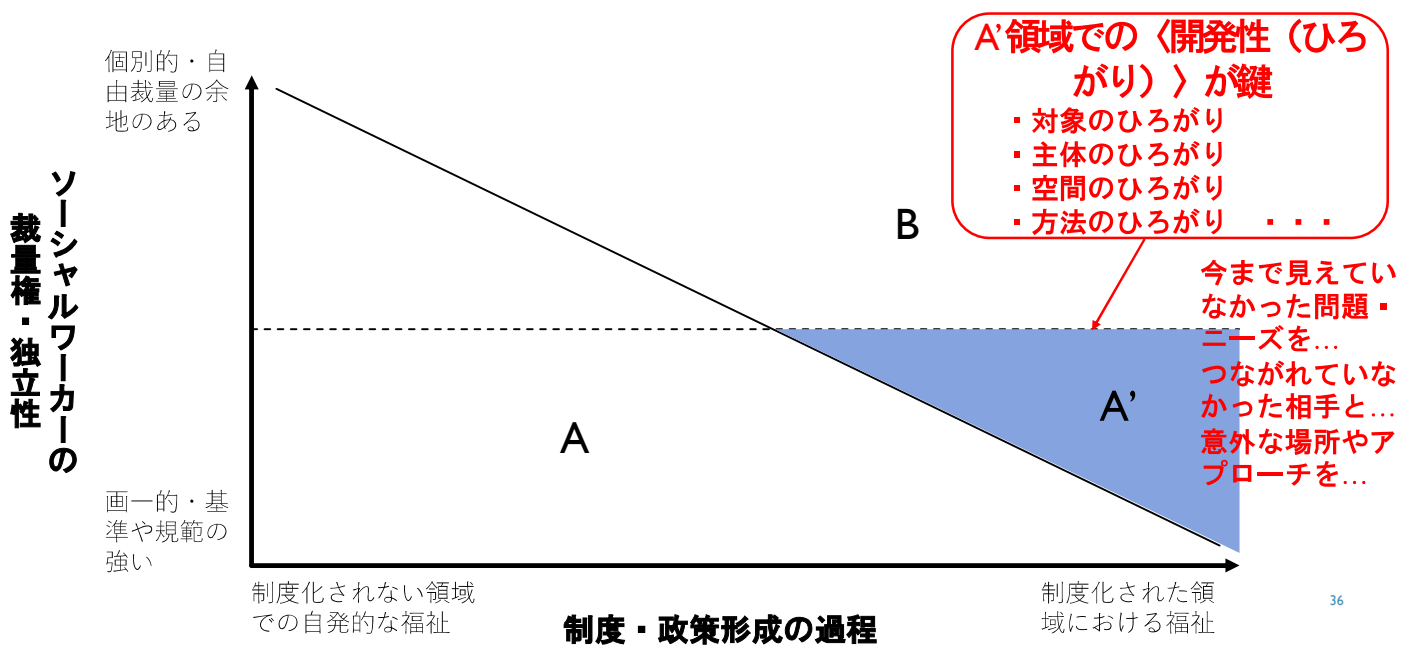
## 地域福祉推進の重層構造



35

(平野隆之2020)

## 近年の制度・政策化におけるソーシャルワーカーの新たな活動領域(イメージ)



36

(加山 2021)

## 専門職がもつべき裁量権とは

- 問題の複雑化・複合化に応じて、共生社会政策・実践が整備されてきている。そこにビルトインされている、地域の文脈（ニーズや資源の分布、合意形成方法、問題解決方法等）に沿った自治体・専門職による〈裁量権〉をどう活かすかが鍵を握る
- バートレット「**機関と専門職**」...専門職（ソーシャルワーカー）は、機関（職場や機構）になり強みをもっている。機関は「独立し、柔軟性に欠ける」「せっかく地域で話しあって決めたことを、機関の都合で調整しようとする」。それに対してソーシャルワーカーは、「継続性・一貫性・柔軟性」に長じる。両者は区別され、緊張関係にあるものである（バートレット 1970=2009）

**CSWの仕事に正解はありません。**

**状況（相手）に合わせて判断し、決定できる自由度が担保されること、  
「トライアンドエラー」を一定程度許容すること（所属組織が認めること）  
が開発的な実践につながります。**

37